

令和3年第4回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

令和3年12月2日（木曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参事（開発担当） 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
事業調整監兼建設部長 羽 根 渕 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上下水道部長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまでございます。

ここで、お諮りします。

本日、議場において議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

- 議長（足立初雄君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は14名であります。議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

- 議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、9番 稲吉照夫君、10番 杉浦あきら君の御両名を指名します。

日程第2

- 議長（足立初雄君） 日程第2、一般質問を行います。
会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。
答弁時間も30分以内とします。
質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。
それでは、通告順に従い質問を許します。
初めに、7番、廣野房男君の質問を許します。

- 7番、廣野君。
○7番（廣野房男君） おはようございます。
議長のお許しをいただき、通告に従って質問させていただきます。
初めに、ここ2年近く新型コロナウイルスの感染拡大防止に対応するため、役場関係者におかれましては、限られた人員の中でやりくりして、町民皆様のために活動してくれたことに感謝申し上げます。

とりわけワクチン接種の対応では、予約が取れないなどの批判の声も上がる中、感染者の減少に向けて取り組み続けていただいたことに重ねて感謝申し上げます。

おかげさまで感染者の数を抑え込むことがほぼできたのではないかとと思われる今日この頃です。これから3回目のワクチン接種も予定されています。町民の皆さんも1回目・2回目の接種を経験し、前ほどの混乱はないと思いますが、役場関係者の皆様にはいま一度の頑張りをお願いします。新しいオミクロン株も心配されますが、一日でも早くコロナ禍以前の普通の生活ができることを期待しています。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず、幸田町の財政に関する質問をさせていただきます。

ある不動産会社が調査した愛知県内の幸福度ランキングで、幸田町は県下で第3位と発表がありました。その会社がどんな要素を基準に調査をしたのか分かりませんが、嫌な情報ではありません。

私の周りにも県外や町外から多くの人に移り住んできてくれましたが、大人も子ども

もほとんどの人が、駅が近くて便利だ、周囲を山に囲まれ、緑豊かで環境もよく、幸田に来てよかったという声を聞きます。しかし、この人たちも含め多くの皆様は、幸田町の財政力には関心がないかもしれません。私もその中の一人でした。

そこで、令和2年度の決算報告を見て、幸田町の財政力指数に注目すると、まだ不交付団体と交付団体の境界線を財政力ありの方向へクリアしているものの、その境界線の危険範囲に近づいてきている、すなわち財政力が落ちてきているのではと心配されるところです。

まず、交付団体と不交付団体の定義と、幸田町などの自治体が不交付団体になることのメリットは何でしょうか。また、逆に、デメリットがあるとしたら何があるのでしょうか。私たちの分かる範囲でよろしいですので、説明をお願いします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） まず、普通交付税の交付団体又は不交付団体であるか、またその強度の度合いについては、財政力指数として表されております。これは、基準財政収入額を基準財政需要額で除しまして、その公式により求められております。財政力指数が1.0を下回れば、その自治体は交付団体であり、1.0を上回れば不交付団体であるということにしております。

そこで、不交付団体であるということは、その自治体は全国的な一定水準の行政サービスを行う上で必要とされる財源以上に収入があるということでもあります。このことから不交付団体は、交付団体に比べて、より独自の施策を行いやすいというメリットがございます。その一方で、国から補助金の交付を受ける際には、不交付団体は交付団体に比べて補助率を低く計算される場合があります。また公共事業等に係る国の地方財政措置といたしまして、交付税による措置が取られた場合には、不交付団体は実質的にその措置を受けることができないというデメリットがございます。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） わがまを言わなければ、お金はあるというようなことでよろしいでしょうか。

次に、交付、不交付を判断する計算式、公式があると聞きます。どんな数値を入力するのか細かいことは聞きませんが、聞いても算数の嫌いな私はかえって混乱するだけです。

1つお聞きします。この公式に入力する数値の中身は、20年前や10年前から、又は最近になってから変更はありませんか。例えば1.0ぎりぎりの自治体を1.0以上に操作することなどです。時代とともに変わってきた内容などがあれば、簡単に説明願います。なければないで結構です。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 財政力指数の算定に用いられる係数ですとか、また各経費の単価、それから算定項目等につきましては、20年前又は10年前ということではなく、毎年度国において作成されます地方財政計画により変遷してきております。近年では、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担でありますとか、地域社会のデジタル化に対する経費などが新たに算定項目として加えられております。

地方財政計画は、国において毎年度作成されるものでありまして、全国の自治体が、国が期待する水準で行政サービスを行うための財源保障として計画されるものでございます。交付団体又は不交付団体であるかにつきましては、あくまでも各年度における地方財政計画の考え方により算定した自治体の収入と需要のバランスの算定結果であります。財政力指数が1.0ぎりぎりの自治体を1.0以上に操作するといったような作用は働きがたいものであると認識をしております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 時代とともに算定項目が変わるけれども、変な操作はないということでもよろしいでしょうか。

次に、私が幸田町に来た昭和54年頃から7年か8年連続で財政力指数は上がり続け、昭和61年には指数1.0を上回り、いわゆる不交付団体になりました。この上昇経過を七、八年続けて不交付団体になるまで頑張ったときはどんな政策をとってきたのか。また、そこから幸田町が不交付団体をずっと維持してきた要因は何でしょうか、お聞きします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 昭和54年ですけれども、幸田町の人口が2万5,000人を突破した年でございます。当時からですが、深溝、里前、三ヶ根南、幸田駅西、芦谷地域で土地区画整理事業が手がけられておりまして、また昭和42年度からは町内の各工業団地が造成をされていくなど、市街地開発事業が精力的に取り組まれてまいりました。

これらの事業推進によりまして、定住人口の獲得、また優良企業の立地を果たしてまいりまして、その後も時代のニーズに沿った変遷に合ったまちづくりを計画的に進め、ハピネス・ヒル・幸田でありますとか、JRの相見駅の開業といった大型事業も着実に完成をすることができました。幸田町が昭和60年度から現在に至るまで不交付団体を維持し続けている要因は、これらの計画的なまちづくりによって、財政基盤となりまます確固たる税収を獲得できたことが主な要因であると考えております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） やはり、人口の獲得と企業の立地が財政基盤の確立にきくということでもよろしいでしょうか。

次に、不交付団体になってからも大変な努力を続けてきたと思います。財政力指数が1.13ぐらいを維持しながら、リーマンショック前には1.6ぐらいに上昇しました。本当に裕福な幸田町になったのでしょうか。しかし、リーマンショックで一気に1.0台に落ち込みました。その後、持ち直してきましたが、最近ではリーマンショックなどの大きな障害もないのに、不交付団体は維持しているものの、リーマンショックで落ち込んだ頃のレベルに近づいてきています。そこで、最近の財政力指数が下がってきているのは何が問題かお聞きします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 先ほど御説明申し上げたとおり、自治体が交付団体であるか又は不交付団体であるか、そして、その強弱の度合いを示す財政力指数というのは、国

において毎年度作成されます地方財政計画により測られております。近年の動きとしまして、幼児教育・保育の無償化、また地域社会のデジタル化に対する経費など、基準財政需要額として計上されることとなったこともあって、需要額における全体的な底上げを認めるところでございます。また、一方、収入額につきましてですけれども、法人町民税法人税割の一部国税化の影響がございまして、最高の財政力指数を示した平成19年度前後の状況と比較いたしますと、大幅な増加は見込みがたい状況にございます。

なお、令和3年度の算定におきまして、幸田町の財政力指数は1.03でありまして、前年度と比べて0.06ポイント下がっております。これは、算定の基礎の一つとなります国勢調査人口の更新がございまして、この人口の要因が上昇したことによりまして、基準財政需要額が増加したことが主な要因でございます。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 人口が増えるだけでは、人にいろいろ手当をしないといかんということで、財政力が伸びない理由の一つかなと思います。

ここ数年、幸田町の製品出荷額は、コロナ禍もあると思いますが、落ち込んできていると聞きます。工場の生産品目は、自動車の電動化や自動運転化などで部品そのものの変化も激しく、町内大手企業の生産ラインの縮小の話も耳にします。幸田町の法人町民税をたくさん納めている大手企業の動向が心配です。また、歳入の多くを占めていたふるさと寄附金も減少傾向にあります。コロナ禍で返礼品の種類に変化があったとはいえ、高額返礼品を生産している企業の県外への進出の話もあり、ますます歳入の減少が懸念されます。歳入の大きな部分を占めていた法人町民税やふるさと寄附金を増収させる挽回策はあるかお聞きします。

○議長（足立初雄君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 法人町民税について説明をさせていただきます。

御質問のとおり、かつて平成20年度までは、安定して10億円以上の税収がありました。特に16年度から19年度には20億前後の年が続き、税収の4分の1を占めるまさに稼ぎ頭でもありまして、こういったことが元気な企業が多いお金持ちの町としてのイメージを定着させたとも言えると思います。しかし、リーマンショックで大きく落ち込んで以降、その後、10億円を超えた年は3回しかありません。昨年度は3億5,000万、本年度はさらなる減少も見込まれ、税収に占める割合も5%以下となりました。

この減少の大きな要因ですが、2つの税率の引下げであります。

1つは、法人町民税法人税割の税率です。消費税増税のタイミングで地方交付税の原資とするためとして、二度にわたって引き下げられた税率は、12.3%から6%ということで半分以下になっております。もう一つは、計算のもととなる法人税の税率についても、基本税率で30%から23.2%とおおよそ4分の3に引き下げられていることでもあります。この結果、税率はかつての約38%となり、以前のように20億の業績があったとしても、単純計算で7.6億ぐらいにしかならず、その差は約2.6倍と大企業が1つ増えたとしても追いつかないような状況となっているところであります。特に本年度はリーマンショックを超える落ち込みが予想されており、不安定な上、大幅な増収

が見込めないことから、もはや法人町民税に頼れる状況ではないことは明らかであると思います。

その上での挽回策ということではありますが、やはり増収のためには企業を増やすことが必要であると考えております。企業の増加は均等割を確実に増やすことになり、法人町民税以外にも特に本町の特徴でもあり、県下でもトップクラスである固定資産税の償却資産の増収にも大きく期待できると思っておりますので、企業誘致を進めることが税収全体の増につながるものと思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） ふるさと寄附について回答させていただきます。

まず、ふるさと寄附金収入は、基準財政収入額の算定対象額ではありませんけれども、ふるさと寄附金の増収策といたしまして、まずは返礼品をより充実させるため新たな地場産品の発掘に現在努めております。また、先日でありますけれども、新規参入事業者を獲得するための説明会の開催を順次進めております。また、新たな展開といたしまして、魅力ある施策を提案して寄附者の賛同を得ていくクラウドファンディングの手法にも取り組んでおります。これまで培ってまいりましたノウハウを生かしながら、関係の皆様との御協力をいただき、町の重要施策の推進に寄与できるよう、ふるさと納税事業を推進してまいっていく考えでございます。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 今、お聞きしましたように、企業を増やすこととふるさと寄附金の増収に努力しているということは分かりました。

これから先も区画整理事業などで人口が増え、個人町民税や固定資産税の増加は見込まれます。そして、ふるさと寄附金も担当部署の返礼品の追加など懸命な努力も見えますが、相手のあることでもあり不安要素を抱えていて、増収に結びつかない期待が持てません。

そこで、お聞きします。直近3か年の企業誘致の実績と現在の推進状況は、また、この先幸田町に来てくれる見込のある企業などがあれば、言える範囲内でお願いたします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 本町の工業団地開発でありますけれども、昭和44年に完成いたしました松下電工があります幸田駅西工業団地に始まりまして、その後、平成20年に完成した企業4社、現在は3社でございますけれども入ります須美南山工業団地と多くの優良企業に進出をいただいている状況でございます。

御質問の直近3か年の企業誘致の状況でございますけれども、平成30年度以降におきまして把握しております企業様は、平成30年4月に野場松ノ本におきまして竣工されました飯島精密工業株式会社様を初め、新設が4企業でございます。また、一方、増設をした企業は、令和元年11月の中村精機株式会社様など4企業となっております。

その後の状況でございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして企業の進出が鈍化しているということもございしますが、平成29年に愛知県企業庁において開発検討地区に位置づけられております須美前山地区でございますが、こちらのほうの早期開発公表に向けて、現在、引き続き準備を進めている状況でございます。町内の

拡大工業地区に企業進出の相談も入ってきております。今後も企業誘致を精力的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 今、企業誘致の話もありましたけれども、企業誘致については、近隣市町も補助金政策を前面に立て、誘致に懸命になっています。幸田町も企業を誘致するため優遇制度を検討していると、先の総務教育委員協議会で説明がありました。近隣市町より有利な条件かどうかよく分かりませんが、この優遇制度で多くの企業が幸田町に来てくれることを期待します。幸田町須美前山の企業庁団地は近々公表されると聞きますが、進出企業の話はまだちらほらであります。幸田町の利点は、近隣市町より地価が安いことにあり、イニシャルコストをアピールすることができます。また、ランニングコストについても、岡崎バイパス、いわゆる23号線のインターが3か所あり、ロジスティクスにおける運送費の安さも強調することができますし、23号線の4車線化全線開通で、その効果ももっと上がると思います。近隣市町より地価が安いことなどの利点を生かした企業誘致と、幸田町に進出したいと思わせるような施策はありますか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 幸田町に進出したいと思っていただけるような施策につきましてですけれども、令和3年4月に町内に20年以上立地をしている企業が町内に工場等を新設又は増設をする場合に、愛知県と連携をいたしまして、再投資の費用の一部を支援する幸田町企業再投資促進補助金制度を制定をしております。また、今年度の11月ですけれども、総務教育委員協議会において説明をさせていただきました企業立地促進に向けた優遇制度の検討も進めている状況でございます。幸田町に進出したいと思っていただく施策を引き続き検討していくものでございます。そのほかにも、県内の企業誘致先進地であります市町を視察するなど、優遇策を参考にし良い部分を積極的に取り入れ、企業誘致に力を入れていくものでございます。第2期幸田町総合戦略に沿いまして、戦略的に企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 企業誘致が財源の確保に有効なことは間違いありません。よろしくをお願いします。

幸田町は住みやすく良い町だと思っている人たちは、前にも言いましたが、財政力指数という言葉はほとんどの人が意識をしていないと思います。この質問の初めの説明を聞いて、何となく分かった気がしてきた人もたくさんいると思います。その分これから町民の方々が町の財政を見る目も変わってくると思います。今、進めている総合戦略を確実に進めるためと将来を見据えた福祉政策を完成させるため、お金で町の皆さんに心配をかけないように財源の確保に努めていただきたいと思います。また、お金が心配だからと政策や事業を停滞させると、それこそ町民が心配して幸田町の活性化が損なわれます。財源確保のためにはいまま少し危機感を持って、須美前山の企業庁団地を少しでも早くいっぱいにするため、企業の誘致に全力を注ぐなどして、やるべき事業を完成していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

その企業を幸田町にたくさん誘致するためには、先ほども言いましたが、幸田に行ってみたいと思わせる魅力は必要と考えます。そして、その企業で働く人たちが幸田町はいいなと住みついてくれるようにならなければならないと思います。仕事人が人を呼び、人が仕事を呼ぶと総合戦略にうたわれています。人を呼ぶ魅力の一つとして、自然環境のよさがあります。幸田町はロケツーリズムなどで町民に郷土愛を促すとともに、全国に向けて町の魅力を発信しています。しかし、ロケ地にはいい題材がもっとたくさん欲しいと思います。今までは公共施設や店舗、神社、仏閣などをテーマにロケ地を選んでいましたが、視点を変えた斬新な取組を取り上げてみたらいかがかと思います。その候補として、六栗西山の森の道整備活動の拠点整備エリアなどはどうでしょうか。先日も町長に来ていただきまして、写真を撮っていただいたことにも感謝申し上げます。

ここの整備活動には、何度も紹介していますが、幸田町の外から大府市の至学館大学の学生さんや、最近では岡崎市の人間環境大学の学生さんも緑地学の実習として現地に来てくれました。学生さんたちの中には県外から来ている方も多く、幸田町を全国に発信することのできる絶好のイベントであると思います。もちろん地元の小学校も中学校も関わってくれていて、地元の企業の方も、暑い日に冷たい飲物やアイスクリームなどを差し入れてくれたり、重機を持ってきて根を掘り起こして整地してくれるなど、いろいろな形で応援してくれます。何よりの強味は、この活動は地元の人たちで結成したボランティアグループが基礎にあることです。この活動エリアで地元の人たちと学生さんたちとの活動風景は必ずいい絵になると思います。ロケツーリズムの題材としてはいかがですか、お聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） ロケ地として、またその取組などを取り上げてみてはということで、ロケツーリズムとしての活用提案かと思います。議員のおっしゃるとおり、ロケツーリズム事業を始めてから、ドラマなどのロケ実績としては町内公共施設、店舗、神社、仏閣、町民会館等が使われました。これは、製作者側の物語やストーリー、脚本に合わせて先方の意向によりロケ地として採用されたというものでございます。したがって、現在、西山のほうで行われております住民ボランティア活動によるこの取組につきましては、ドラマや物語の題材としては大変良いものと考えられます。また、本年度の本町のロケツーリズムの実績が認められまして、当該協議会表彰の最終候補にも挙がっている旨の連絡がございました。そして、令和5年、1年後にはNHKの大河ドラマ「どうする家康」の放送で、三河武士を初めとする幸田町のゆかりの人物、六栗のほうには夏目吉信公が見えると思いますが、そういった人たちが取り上げられることで、その地域などに全国の注目が集まることも想定されますので、そういった機を逃さず、ドラマ等の製作者などに対して、ニュース報道ではなくストーリーとしてこの六栗の取組もアピールしてみるのもよいかというふうに考えております。また、ロケ地としての幸田町の美しい景観という視点でも、これまで遠望峰山の頂上などから幸田町、そして三河湾、濃尾平野まで眺める景色・眺望をロケハン等のときに製作者へ提案してきました。そして、ほかにも大日蔭グラウンドや不動ヶ池堤防からの眺め、健康の道からの眺め、そういった景色などについても紹介等をしてきているわけでございます。そういっ

た視点では、西山のほうの、私もちよくちよく通って拝見させていただいておりますが、開けた場所から見える町の景色もすばらしく、完成後には加えていくのもよいかというふうに考えております。そして、議員もおっしゃいましたように、こういった幸田の魅力発信が町民の誇りや郷土愛を育み、そこから地域貢献の意識につながり、さらに様々な相乗効果を生み出すことにも期待できるというふうに思っております。また、ある関西の自治体の首長は、明確にうちは企業誘致のためにロケツーリズムに取り組んでいると、そういった旨の発言も聞いております。そういった視点でいろいろな視点を持ちまして、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 機会を作って、ぜひ製作者側に紹介していただければと思います。

先ほど紹介しました岡崎市の人間環境大学の学生さんたち16名が、先日、11月5日に六栗西山の活動エリアに実習に来ました。これは、竹林の伐採や森の道づくりなどを指導としていただいている西三河事務所林務課の職員の方が、学生たちの緑地学の実習の場として幸田町に面白いところがあると大学に紹介し、そして学生さんたちが来てくれたものです。さきに来た至学館大学の学生は、人間力の向上を目的に地域の人たちの交流と地域貢献活動をするため、竹を切ったり山から降ろしたりの体験がメインでした。人間環境大学の学生さんたちは、自然共生社会に向けた提案力・実践力の実習のため、活動エリアの中にある水晶山への登山ルートを登りながら、この場所をどんな緑地公園にするかなど風景をスケッチしながらグループで話し合い、持ち帰りました。その実習の成果を11月26日に同大学でやりました。ぜひ聞きにきてくださいと招待され、行きました。その結果、その発表は4つのグループに分かれ、それぞれこの地区をどう生かしていくか、私たちの気がついていなかったことなど、自分たちのアイデアを使ってほしいという熱意を込めてプレゼンしてくれました。全部採用するには法律面をクリアしなければできないこともありましたが、一つでも二つでも実現させてあげることが学生さんたちの励みになると思い、考えていきたいと思っています。なお、この中に幸田町で働きたいという、役場の採用試験を受けますという女子学生さんがいました。幸田町の子ではありませんが、ぜひ合格してほしいものです。

また、ここに至学館大学の学生さんたちの六栗で活動した後のレポートの写しがあります。この中には70歳前後の地元の人たちと交流する中で、こういう作業はもっと若い人はやらなければとか、作業した後にきれいになっていく山を見るのが楽しい、やってよかったと思いますなどがあります。その他、卒業したらまた見にきたいと、私たちにとってはうれしさの分かる内容もあります。きつい作業にもかかわらず何回も来てくれる学生さんもいて、実習の場とはいえ大変助かっています。いずれにしても町外から来る学生さんたちは、幸田町に良いイメージを持っていてくれると思います。

この場所は、23号線桐山インターから一山越えて幸田の市街地へ抜ける道の途中になります。先日、土木課の御配慮で桐山須美インターへの案内板や幸田駅方面を示す看板を設置していただきました。町外から来る人の誘導に大変役立っています。幸田町の全貌とそれを囲む美しい山々の稜線を一望でき、格好のロケ地となる可能性があると思います。そこで、幸田町の自然環境を生かした新たな魅力作りについて、先ほども言い

ました、六栗西山森の道整備活動を中心に質問させていただきます。

その前に、この事業と関連する事業であります六栗西山の林道線形調査の件ですが、先回の一般質問では業者を発注していると聞きましたし、その後の情報では業者も決まっていると聞きました。調査業務を完了し、次のステップに進んでいるのかお聞きします。まだやられていないなら、いつ実施できるのか、日程などが決まっていればお答えください。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本年度の線形検討業務につきましては、既に発注済みでございます。現在は次のステップとして、地元から示されている概略線形図も参考にしながら、詳細を詰めているところであります。完成予定としましては、地元の意見等も踏まえ、年明け2月末までには完了することとなっております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 今、線形調査は2月末だとお聞きしましたが、その線形調査は補助事業でしょうか。町独自のできるいわゆる単町事業でしょうか、お聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 単町事業ということでございます。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 単町事業なら、新年度に入ってからいつから着手できるのでしょうか、お聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 現在、発注のほうが終わりをまして、調整をしているということでございます。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 年度末に近い2月末までに延びた訳は何でしょうか。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 延びたということではございません。現在、時間をかけて調整しているということでございます。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 分かりました。単町事業なら速やかに進めていただければありがたいと思います。私が心配しているのは、さきの一般質問で何回もお願いしている林道六栗西山線の開設に向けた実施設計測量委託事業が、線形調査の遅れで来年度できるかどうかです。来年度に実施設計測量委託業務は予定していますか、お聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 現在はそういった予定はございません。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） さきの質問で企業誘致に全力を挙げてくださいと申しました。企業をたくさん誘致するには、新たな将来に向けた可能性の創出が必要です。林道六栗西山線の開設はそれに適任だと思っております。ぜひとも来年度には実施設計測量委託業務の実現を期待します。この件については、後ほどまた町長のお考えも聞きたいと思いま

す。

次に進みます。

以前、ほかの議員さんから、幸田町の山でマツタケが出なくなったのはなぜかという質問に対し、人が山に入らず下草の処理などがされなくなり荒れているからだという答弁を聞いた気がします。そのとおりです。人が入らず荒れています。総合計画の中で、幸田町は豊かな自然のあふれる町とあります。自然環境の保全のため、里山や森林に関する具体的取組内容とその実施状況をお聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 里山や森林に関する具体的な取組とその実施状況はという御質問でございます。

近年、町が実施、主導して取り組んでいる事業につきましては、県の補助事業といたしまして里山林健全化整備事業を野場地区において平成26、27年の2年にわたり実施しまして、雑木や竹の除間伐を行いました。また、昨年度より荻地内の山林におきまして、あいち森と緑づくり森林整備事業に取り組み、現在、人工林整備のための除間伐を行っております。そして、林業や里山・森林整備及び保全を行う上で大変重要になる林道に関する事業といたしまして、過去より実施してきております林道開設事業がございますが、その中の一路線が今年度開通いたします。また、林道遠望峰支線の舗装整備も現在実施中でございます。さらには、町の直接事業ではございませんが、林道のある行政区と日常管理業務に関する契約を締結させていただき、常日頃その管理を毎年お願いしているというような状況でございます。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 分かりました。

今、地元で取り組んでいる六栗西山森の道整備活動は何度もこの場で紹介させていただいていますとおり、豊坂地区にあります。私の議員としての活動地区という言い方は町会議員として不適當かと思いますが、私は、桐山、上六栗、六栗の3地区の方々の応援の下で議員活動をやらせてもらっていることは事実であります。そのため六栗で進めている森の道整備活動なるものを、桐山の人たちにも上六栗の人たちにも地元の山林などを使って活動しようと呼びかけています。その豊坂地区は、都市計画マスタープランの中で森林保全地区に位置づけるとあります。豊坂地区に働きかけた森林保全事業はどのようなことがあるのか、具体的な事例をお聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 豊坂地区には自然豊かな森林が多く見受けられ、その該当区域が都市計画マスタープランでは森林保全地区に位置づけられているということでもあります。

豊坂地区に働きかけた具体的な事例はということではありますが、先ほど申し上げました里山林健全化整備事業につきましては、野場の大岩山地内で実施されました。この事業は樹園地に隣接した7,000平方メートル程度の範囲の里山において、竹や雑木が生い茂ることで既存の樹木が枯れてしまうといったことから、町が主体となって県の補助事業、10分の10の補助率でございますが、それを活用して除間伐を実施したもの

であります。なお、この事業につきましては県に確認いたしましたところ、大変残念ではございますが、令和元年から廃止されたということでありました。

また、林道に関する事業といたしまして、須美区内にあります林道須美南山1号線では、現在、工事中断となっているわけではございますが、最終部のほうでUターンするための回転空地設置工事を現在行っております。さらに、別ルートを検討も行っているという状況でございます。また、先ほども触れましたが、林道の日常管理業務を豊坂地区では4路線をお願いしているというところでございます。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 例えば豊坂地区でそれだけの事業がやれて、森林がきれいになっているなという実感が湧かないのですが、次にいきます。

今、六栗西山で進めている森の道整備の作業の多くは、無秩序に生い茂った竹の伐採とその処理です。竹は御承知のとおり、酸素を森林に供給する樹木と違い、炭酸ガス、いわゆるCO₂を大気中に吐き出し、森林環境を阻害するものとして知られております。生い茂った竹林は太陽光や風を遮り、本来あるべき山桜やスギ、ヒノキなどの成長を妨げたり、山菜を全滅に近い状態にしてしまいます。竹林が駆除され現れた樹木などを見ればその効果は歴然で、竹林に隠れていた山桜は満開に咲き誇り、たった1本の山桜でしたが非常に大きな立派な山桜で、幸田町の木に指定されて当然だと思いました。今年の春に地元の人たちに呼びかけ、山桜を見る会を行いました。来年の春には、5本、6本と顔を出してきた山桜と幸田町の全域を見る会と称して、地元の人たちのみならず近隣の人たちや地域貢献活動と実習を兼ねて協力してくれた学生さんたちにも呼びかけ、自分たちが関わった場所がどう変わったか見てもらい、森の道整備活動の理解をますます深め、この活動の協力者を増やしていきたいと思っています。竹林の駆除は、森林の環境改善に大きな効果があることは間違いありません。私有地の山林が多いとはいえ、幸田町を囲む山々のきれいな稜線を阻害し、幸田町の木としている山桜を保護するためにも竹林の駆除は必要と思いますが、町として山桜を抱える行政や個人に対し、竹林の駆除に取り組むよう働きかけるお考えはあるか。また、町が保有する森林の保全は、竹林の駆除を含めてどう取り組んでいるのかお聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、1つ目としまして、町として行政区や個人に対して、竹林の駆除に取り組むよう働きかける考えはとのことでございます。

竹林問題は全国的な課題となっております。昨今の森林の現状といたしまして、木材価格の低迷等から年を追うごとに適正な管理がされなくなってきており、近年では放置された森林が広がり、森林の荒廃が多く見られるようになりました。また、同様に、竹も広範囲に繁殖してきているのが全国的な現状となっております。山の手入れにつきましては、森林・林業基本法第9条に、森林所有者等は基本理念を旨とし、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならないとなっております。まずは、所有者自身の責務として適正な管理を行っていただきたいというふうに考えておりますが、また一度、竹林となりますとなかなか手がつけられなくなることから、そうなる前に竹を小まめに除去していただくことが必要となります。

また、竹の駆除方法に関しましては研究段階であり、効率的な駆除方法等が確立されていない状況であります。そんな中、六栗西山地区におきまして、令和2年から3か年の予定で県の研究機関による竹林駆除技術の開発に向けた調査・研究が当該地区を利用して実施されていると聞いております。六栗区の全面的な御理解と御協力の下、行われているもので、所管といたしましてもその結果に大変期待を寄せているところであり、そして整備隊の取組が先進事例となり、周辺地域にも広がればというふうに思っております。最終的な結果が出るのはもう少し先ということでもありますので、今後も引き続き県や六栗区と連絡、情報交換を密にし、効果的手段が確立されるよう所管としても協力のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

また、県におきましては、平成30年度より航空レーザー計測の実施が開始されており、取得したデータを解析することで、人工林を初め広葉樹や竹林の分布もある程度分かるということがございます。こちらは、令和4年度には完成予定とのことでもありますので、これらの情報収集に努めてまいります。ちなみに、今、町の把握している数値といたしましては、山林に占める竹林の割合は3.6%、町全体の1.6%となっております。

次に、町が所有する森林の保全や竹林の駆除にどう取り組んでいるかとのこととございます。いわゆる町有林としての広い森林は所有のほうはしてないわけですが、住民広場等の町有地の一部に現況山林として若干残っているところはあるため、そちらのほうの所管のほうに確認をいたしましたところ、地元や利用者等からの要望・要請によりその都度対応させてもらっているということとございました。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 特に働きかけをしながら所有者に任せるといようなニュアンスだったと思いますけれども、町としてもっと積極的に関わっていただきたいなというふうに思います。

次にいきます。

里山の保全と管理のために絶対避けて通れないのは、今まで言っております竹林の駆除です。駆除しなければ里山の復活はあり得ません。竹は寿命がくれば枯れるからそのままよいという人がいますが、とんでもないことで、寿命は10年から20年と言われますが、長いもので50年とも言われます。枯れてもそのまま数十年たったままです。枯れるのを待つうちにその数倍の竹が生えてきます。駆除作業から出た大量の竹を処分することは大変なことです。林業又は農業で出た竹や草木なら野外で焼却できるのか、林業・農業に関係なく民地で出た竹や草木は焼却は禁止なのか、届出を出しても許可はできないのか、野焼きに関する法律・条例を確認の意味でお聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 野焼きに関連する法律・条例につきましては、幸田町火災予防条例と廃棄物の処理及び清掃に関する法律がございます。まず、林業又は農業で出た竹や草木ならば野外で焼却できるのかの質問につきましては、結論から申しますと、法的にはできるということになります。屋外焼却、つまり野焼きは、先ほど申し上げた廃棄物処理及び清掃に関する法律により原則禁止されております。ただし、その例外規

定がございます。その例外規定の中に、農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却があります。例えば農業者がその基盤となる農地管理のために行う稲わらや農作物残渣、またあぜ道や用水路の草の焼却や、同様に林業者が行う伐採した枝の焼却などが野焼きの例外規定であります。しかしながら、その例外規定にある行為であっても、周辺の住宅環境に影響を及ぼしている場合、例えば家の中に煙が入ってきて困ったり、臭いが洗濯物について困ったりする場合は行政指導のほうの対象となり、焼却をやめていただくこともございます。

次に、林業・農業に関係なく民地で出た竹や草木の焼却は禁止なのかということにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止されており、例外として農業や林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却などが規定されております。

次に、届出をしても許可はできないのかとの御質問につきましては、幸田町火災予防条例により、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為をするときは、あらかじめその旨を消防長に届出なければならないとあります。この消防への届出は、あくまでも届出でございます。野焼きの許可ということではありません。先ほど申しましたように、野焼きは例外的に認められているもの以外は原則禁止となっているということでございます。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 簡単に言うと、届出の意味は全くないということではよろしいでしょうか。

今、幸田町で林業での竹の伐採・焼却などほとんどありません。伐採した竹を焼却などせずに、何本も大量に積んだままにしてあるところをよく目にします。腐食してくると竹の中に害虫住みついたり、ハチの巣も多く見ることがあります。竹の子の栽培のために間引きなどの管理をしている方や、切った竹を農業用の器具として残しておく方は別ですが、そのままにしておいては何の役にも立たないのです。そこで処分しに困り、焼却してしまうこともあります。大量の竹を一度に焼却しようとする、今、言われたように、近隣の人や行政の方、特に消防署には忙しい中、山林火災ではと余計な心配をおかけすることになります。焼却は絶対駄目、放置したままも避けたいとすると、粉碎機によるチップ化しかありません。森林環境保全のためにも、里山整備のため有害な竹を伐採しても、それを処分する方法がないのです。ある地域が勝手にやっていることだから行政は知らんぷりではいけませんと思います。しかし、行政は、森林の保全と自然環境をよくするため進めるとなっています。有害な竹の処分は、竹を切りながら竹用の粉碎機でその場でチップ化していることが一番よいと考えます。チップはそのまま放置できますし、雑草の駆除にも役立ちます。焼却は原則としてできませんし、やらないほうがよいと思います。そこで、竹用の粉碎機を常備することを提案します。その一つとして、例えばシルバー人材センターの事業として竹用の粉碎機を購入して必要なときに貸出しをするか、シルバー会員さんが粉碎機を持って現場に出向く方法もあります。

2つ目は、町というか産業振興課で粉碎機を持ち、必要な方に貸し出す方法もあります。自治体が貸し出す方法は、全国各地の市町村で行っています。竹林の駆除とその処

分で困っている自治体は、それなりの方策を持っているのです。

また、特にお願いしたいのは3つ目で、ある区が竹用の粉砕機を持ちたいと希望したとき、一定の補助金をできれば3分の2ぐらいを出すなどしたらどうでしょうか。竹用の粉砕機は1機100万円以上しますが、区で持てば、作業の日時や貸出しの手続など関係なくいつでもタイムリーにできて便利です。また、シルバー人材センター、役場で持つと、保管や貸出しの事務作業がついてきます。経済的にも実用的にも購入の補助が最適と考えます。その都度民間業者に依頼すると、1日10万円近くかかります。粉砕機が常備できれば、竹林の駆除は町内一気に進みます。

ある自治体は、粉砕機の貸出しのほか、竹林の駆除作業そのものに補助金を出しているところもあります。伐採した竹を処分するため粉砕機の導入など、新たな処分方法を検討、実現してほしいのですが、これは林業・農業を離れた環境問題につながります。環境課として、粉砕機の貸出しなどが必要と思いますが、またこの自治体を実施しているのか分かれれば紹介してください。いかがですか、お聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 新たな竹の処分方法との御提案であります。

伐採した竹につきましては、現在、燃やすごみ袋に入る大きさにして、燃やすごみ袋に入れて、燃やすごみの収集日に出していただければ、処分すること自体は可能とはなっております。現在、伐採後の竹の処分につきましては、これまで御相談を受けたことはございませんでした。したがって、竹用のチップパーの利用の需要や利用率、要望など、まずは利用の頻度等、必要性を調査することが先決であるというふうに考えております。まずは、伐採した竹の処分方法ということで、廃掃法の観点から具体的に何らかの方法を早急に探っていきたいというふうに思っております。また、竹用の粉砕機の購入につきましては、他の市町を調べましたり、県などにも聞き取りを行ったりするなりなど、今後、研究のほうをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 特に関心が薄いということなんでしょうか。ここに静岡市の例がありますけれども、静岡市では、放任竹林対策として竹の伐採に取り組む地域組織やボランティア団体などに対し、伐採し竹材をチップ化する自走式粉砕機の貸出しを行っています。無料です。野積みは危険、伐採した竹は粉砕することをお勧めしますと言っております。こういったこともありますので、参考にさせていただきたいなというふうに思います。

10月の中旬に藤田医科大学の准教授であり、医学博士で体育学修士の若月先生が、通称水晶山の登山ルートの調査と指導に来ていただきました。野場側からの登山ルートはできていて、今でも小学生や保育園の遠足に使われています。

今回の目的は、先ほど人間環境大学の学生さんたちが登った現在整備中の六栗側からの2つある登山ルート、通称大岩コースと尾根コースを健康の道として作り込むにはどうしたらよいか、実際に計器を体につけて登り下りを繰り返し、勾配や距離と心拍数の変化など数値的に調査し、そのデータも頂きました。今後の進め方として、比較的登りやすい尾根ルートを選定し、何人かの登山者の健康面の追跡調査をして、藤田医科大学

が推奨する健康の道にしたいとまで言ってくれました。この先生にお願いできたのは、藤田医科大学と幸田町の連携と協力に関する協定書の中の7つの条文の中に、地域福祉の向上及び健康づくりに関すること、地域づくりの推進に関するものの条文があり、それに基づきお願いしましたところ、忙しい合間を縫って、同じく藤田医科大学の講師の方と2人で来てくれました。藤田医科大学と幸田町の協定は、一行政区の活動の支援もしてくれました。今後長きにわたって幸田町全域の役に立ってくれるものと思います。協定を結んでくれた藤田医科大学と幸田町に感謝する次第です。

最後になりますけれども、町長は町長になられたとき、前進と継続の中の一つに自然と共生、豊かな環境と述べられ、里山や鎮守の森、自然豊かな緑地の保全とも言うておられます。幸田町の里山・森林は総体的に荒れています。その中でも竹林の駆除とその処分方法は、里山と森林の保全管理には避けられない使命です。先ほど言いました六栗西山の林道の実施設計測量事務と含めて、町長の見解をお聞きします。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 議員の西山の森の道整備活動、特に幸田町の森林荒廃が、里山の関係も含めましてかなり大きな地域で見受けられる中で、こういった活動に対する御尽力に改めて敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

言うまでもなく、かつては里山裏の屋敷は薪を取ったり、それから家畜の餌で草を刈ったり、それぞれ農地だとか森林資源、山を持っている方々がそれを一つの生活の糧としてうまく使われていた時代があると思います。だけど、もう時代は変わりました。そういった土地と資源に頼る考え方はもう薄れてきている中で、でも、そこにはかつての区有林だとかいう形で地域の人たちが助け合いながら、そういった山の資源、里山の資源をうまく導き出したというところはいまだに生きていると思っております。そういった中で六栗地区もそうですけれども、後から来た人、これはちょっと失礼ですけれども、市街地の中に来た人たちがその町の森林資源、緑、空気、それから環境のよさ、そしてまた木材活用、そして健康の道、様々な視点でそういった方々がそういった景観を大切にしたいということで、先ほど言いました協調性の中で一度そういった山の道整備をお互いにやり合ってみようという活動はこれから、今はNPO的かもしれませんが今後も広がっていくといいと思っております。

町におきましても、今、言われましたように、間違いなく竹林は有害だという考え方がなくなってきておりますけれども、私も京都の長岡京市に行きますと、竹をとて人工林として大切にしている町もあります。なおかつJAさんと組んでうまく伐採しながら、粉碎機を買って、なおかつ粉にして、それをもう一度肥料としてまくことによって竹がもう一度生き返るといような仕組みをやっている町もあるので、今、委員が言われましたように、こういった粉碎機の利用も現在いろいろな県のほうの技術センター等でかなりいい物が出ているということで、近隣の自治体の調査をしながら、こういった物を導入してきたら、その有害である竹林がうまく駆除できるかというような仕組みを地域の方々の意見を聞きながら、補助金なおかつ使い方も含めて検討していきたいと思っております。

また、西山のこの道につきましては、やはり23号の桐山インターから下りて、それ

からほっと館、豊坂の児童館に下りてくる間の道は、やはりテラス的に下りてくるときにしっかり伐採だとか、うまく資源を整えてくださったおかげで、立ち寄った上で、ああ、ここからこんな形で幸田の町並み、新幹線、いろいろなものが見えるんだなということ非常にきれいになってきました。そこで、やはり、その道を地域の方々が活用する資源プラス観光するような方々がその道を下りてくるときに、やっぱり道路に滞在しちゃって景観を見てみたいだとか、いろいろなことをしぐさとしてされる方がいるので、このルート全体のスポット、なおかつ地域の方がどこまで手を入れたいか、なおかつ地域の保育園の方々がうまくどうやって利用するかということをしっかり考えながら、新年度に向けた新しい整備事業に対する補助というようなものを考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） どうもありがとうございました。町長の言葉を参考にしながら、また開発していきたいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、林道の開設や森林の保全に関する一般質問は3回目になります。前の質問で2回とも担当部署に専任者をお願いしました。そのたびに一人分の仕事量がないのに駄目だという回答でした。何をもちて1人分の仕事量がないのか説明は求めませんでしたが、新型コロナウイルスの感染予防対応で人員が不足しているので難しいですと言われたほうが納得したと思います。通告はしていませんので、答弁は要りません。しかし、町内の山林が荒れている中、幸田町の木と指定している山桜も隠れてしまう竹林の駆除などに町を挙げて取り組むには、それ相当の覚悟と人員を含めた仕組みづくりが必要だと思います。多面的機能支払交付金の山林版などがないかなと思います。よく産・官・学・民ということが言われます。地元の企業も学校も近隣市町の大学も、当然地元のボランティアグループも加わってこの活動が進められています。しかし、この活動には官がないのです。あるとすれば、よく現場に来てくれたり、何かと教えてくれる西三河事務所の職員さんたちで、これは県であり町の影が薄いのです。竹林駆除作業への補助や粉砕機の購入支援など、町が主導して取り組めば町内全域が動きます。幸田町の豊かな自然環境をさらによくすることが企業誘致にも結びつくことを期待して、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野房男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時13分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、都築幸夫君の質問を許します。

3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問させていただきます。

幸田町では平成12年の東海豪雨、そして平成20年8月末豪雨、いずれも広田川の

氾濫、決壊などで大変な被害がございました。こういった風水害を防ぐために、菱池遊水地事業化は町民にとっては長年の悲願でございました。そして、一昨年に菱池遊水地事業が決まりまして、本年度より本格的に工事がスタートしております。そこで、菱池遊水地事業完成に向けての進め方と、完成した後に菱池遊水地をどのように利用していくかについて質問してまいります。

まず、菱池遊水地完成までの日程計画を確認したいと思います。それから、菱池遊水地はもとは沼地であり、地盤が大変悪いわけであります。こういった点を含めた遊水地の工事を進める上での課題とその取組について、まず伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 菱池遊水地は、平成31年度に国の個別補助事業に採択されて事業着手しており、本年5月までに全125件、約23ヘクタールという広大な事業用地の買収を完了し、今年度からは、基本的に工事着工していただいております。

現在、進められている周囲堤の工事では、現場の軟弱地盤対策が課題となっております。周囲堤は、標準高さが4.5メートルの築堤盛土を行うものですが、その荷重で不等沈下することが想定されているため、盛土下の地盤を6.6メートルから8.3メートルの深さまで、地盤改良機によりセメント改良を行いながら、工事を進めております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 令和8年度事業完了ということでございます。軟弱地盤対策が課題ということで、地盤改良を対策しながら、しっかりと工事を進めてくださるようお願いいたします。

既に本格的な工事が始まっております。しかし、遊水地完成後の土地利用についてありますが、どうしていくのか何も情報がございません。遊水地の工事が始まった今、遊水地をどのように利用していくのか決める時期に来ているのではないのでしょうか。既に利用について検討が進められているようであれば、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 遊水地内部の土地利用については、町が行うことを前提に、用地買収方式で県事業がスタートしております。しかしながら、現時点において、公園利用等の具体的な内容は未定であり、今後、県と調整しながら決定していくこととなります。

平成26、27年度には菱池遊水地土地利用計画検討会にて、地元、愛知県との意見交換を行っていますが、それ以降、現時点において、具体的な土地利用の計画検討は行っておりません。しかしながら、県は、令和8年度の完成を目指して菱池遊水地整備を進めておりますので、それに向けて検討に着手していく必要があると考えております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 土地利用については、まだ具体的には未定ということでございます。今、検討する時期に来ているのではないかと考えまして、これより遊水地利用についての質問をしてまいります。

菱池遊水地事業を進める上での県と町の役割分担について確認したいと思います。

事業の流れであります。まずは遊水地そのものの工事、次に遊水地利用施設を作る工事がありまして、そして施設を運用・管理していくことになってまいります。これらについての愛知県と幸田町との役割分担はどうなっているのでしょうか。この辺についてお伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 遊水地事業の完了に向けては、県による用地取得や工事が円滑に進むよう、現地権者様や土地改良区・地元区等との調整を行うことが町の役割と考えております。県と町の役割分担に関する基本的な考え方については、洪水時に遊水地機能を適切に発揮させるための維持管理は県が行うものであり、それ以外の部分については町が県の河川区域を占用する形で利用・管理することができるものであります。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 分かりました。基本的には遊水地機能部は県の管理と、それ以外の部分は町が利用・管理できるということであります。

それでは、次に、菱池遊水地完成後の遊水地内の土地利用について伺いたいと思います。

平成27年に愛知県と幸田町とで協議されております遊水地基本構想の資料がございます。この資料を見ますと、遊水地全体が仕切堤によって3つのゾーンに分かれております。広田川に隣接した越流堤のある第1ゾーンは、毎年越水が想定される領域でございます。ここにはビオトープ、市民農園、野球場が配置されております。その隣の第2ゾーンはスポーツゾーンとなっております。テニスコート、サッカー場が2面、それと大駐車場が配置されております。広田川から最も遠い第3ゾーンはレクリエーションゾーンで、大きな芝生広場、ちびっこ広場などが配置されております。このように平成27年の県との協議案では、菱池遊水地23ヘクタールのほぼ全面に施設が配置され、幸田町総合運動場となっております。

まず質問ですが、この計画案であります。県と約束されているのでしょうか。それから、もしこのような施設を作った場合の建設費用は幾らかかるのか。それと、この施設を運用・管理する費用は毎年幾らかかるのか。それから、遊水地は越水を想定しております。その場合に復旧する必要があるわけですが、その復旧費用が幾らかかるのか。以上の費用について幾らかかるのかについてお伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 遊水地内部の利活用については、平成27年度に町の構想が取りまとめられており、議員御発言のとおり、スポーツ施設やレクリエーション施設など全面展開する検討がされておりますが、県と約束された計画ではありません。

この構想では、全体事業費が約16億円、年間の維持管理費は約6,000万円と試算されており、事業費・維持管理費が共に膨大で、さらには想定を超える軟弱地盤対策が必要となる可能性もあり、本構想の全てを実現することは困難であると考えておりま

す。

また、管理者である県からの各施設の占用許可を得ていく上でも、課題を整理していく必要があります。

さらに、越流時の復旧費用については、先ほどの維持管理費に含まれておりません。越流時の浸水範囲や堆積土砂量によって増減することや、水没する施設がスポーツ施設なのかレクリエーション施設なのかによっても大きく異なってくるため、一概に申し上げることができません。

なお、過年度に行ったヒアリング内容によりますと、名古屋市内の庄内緑地約43ヘクタールでは、平成23年の台風被害による泥の排除・清掃に約45日間を要したとのことでした。これは、常駐作業員6～7名で、ごみの回収・土砂の撤去・泥の洗い流しなどを小型の機械も用いて行った実績であり、これとは別にメインの園路など早期復旧が必要な箇所の土砂撤去は、別途、業者へ委託したとのこと、菱池遊水地においても復旧には相当な費用が必要となってくるのが想定されます。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 平成27年の県との協議資料は、県とは約束されていないということでもあります。

仮にこのような施設を作ったとしますと、膨大な費用がかかるということでもあります。越水した場合の復旧費用についてもありますが、遊水地としての土地利用を阻害する部分でございます。これは、遊水地の機能の維持管理と考えまして、この復旧費用は県負担でお願いしたらどうでしょうか。遊水地のほぼ全体を利用して総合運動場のようないろいろな施設を作ろうとしますと、利用施設が多くて、利用面積も多くなります。そして、地盤が悪いので余計な費用もかかります。結果としては膨大な建設費用になってしまいますし、管理費も大変高額になってまいります。そうなりますと、町財政にとっては大きな負担になってくるのではないのでしょうか。町利用の施設は、遊水地の中の利用可能な場所を選んで、そういった場所に町民が望む施設を見定めて、絞り込んで作っていったらどうでしょうか。

それでは、次に、県と町とで土地の管理区分をどのようにしていくのか考えてみたいと思います。

毎年越水するような越水頻度の高いエリアは、施設利用には向いておりません。そういったエリアは町は利用せずに、遊水地占用エリアとして県に管理してもらったらどうでしょうか。それ以外の越水頻度の低いエリアに絞って施設を作って、こういった土地を幸田町は利用して、幸田町の管理エリアとしたらどうでしょうか。こういった考え方で遊水地を管理していくのが理屈に合ったやり方ではないかと思えます。この辺について、どうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 遊水地の維持管理として、越水により流入した土砂の除去は必要であります。この部分については、愛知県も土砂拡散防止のための仕切堤の築堤、土砂搬出のための場内通路整備などは県が対応できるものとして例示されています。その他の土地利用のための復旧費については町の負担となると考えています。

一般的には、遊水地内に仕切堤を設けるなどの方法により、いわゆる第一遊水地・第二遊水地のように洪水の大小によって段階的に湛水する構造とすることができます。堆積土砂の拡散を防止するためにも、有効な方法と考えます。これにより、越流頻度の高いエリアと頻度の低いエリアを分けることができ、仕切堤の位置や高さによって、その頻度をある程度設定することが可能になると考えております。

越流頻度の高いエリアに公園等の施設を整備することは、その後の維持管理面での課題が大きいため、議員御指摘のとおり、管理コストを下げるためには、比較的越流頻度の高いエリアは県管理とし、それ以外のエリアを町管理とすることは、遊水地の適正な運用を図る上で現実的であると考えられます。このため、まずは仕切堤を設けるかどうかといった基本的な事項から、県との相談をスタートし、よりよい管理区分となるよう検討を進めてまいります。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 県とよく協議されて、よりよい管理区分となるようによろしく願いいたします。

それでは、遊水地利用についてですが、遊水地の一部を国の進めるカーボンニュートラルに貢献できる太陽光発電に利用したらどうでしょうか。

前菅総理は、昨年10月に「2050年までに、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言されました。太陽光発電は、脱炭素に向けての再生可能エネルギーの主力電源として位置づけられておりまして、発電コストが最も安い技術としても注目されております。

太陽光発電で山林を利用した場合には、森林伐採による環境破壊や土砂災害などが問題になる場合があります。この菱池遊水地の場合は、そのような問題はありませぬ。菱池遊水地は、太陽光発電事業に適した土地であります。菱池遊水地では、時々越水して水がつかって池になるわけでありまして、水がつかるような土地でも、ため池で利用されております太陽光発電の技術であれば使えるのではないのでしょうか。

今、幸田町では、ため池を利用した民間による太陽光発電の事例がございますが、どんな状況なのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 現在行われております、ため池を利用した民間による太陽光発電の状況はとのお尋ねでございます。

この事業を実施しております幸田土地改良区のほうに確認をいたしましたところ、現在では3池で設置されております。1つが、大草の光明寺池、町民会館の山側、東奥のほうですが、それと里の誉師池、里保育園の上であります。あと、足後池、昔の重の井の横であります。そちらのほうの池で太陽光発電のほうの設置が進められております。年度内には設置を完了し、発電のほうも開始される予定である旨、聞いております。

なお、菱池遊水地へということですが、施設のほうの設置構造につきまして、太陽光パネルは、こちらのほうは当然ため池の水面に浮かび、それをワイヤーで湖底のほうにアンカーを打ち込んで、水面の底のほうの岸側のほうに引っ張る形でワイヤーで固定すると、そういったものであるというふうに聞いております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 町内では3つのため池で、民間利用によって水に浮かぶフロート方式で進められているとのことでありませう。

それでは、次に、これまで検討してきた内容を踏まえまして、太陽光発電を利用した菱池遊水地について具体的に考えてみたいと思ひます。

先ほどの事例のように、遊水地を第1、第2、第3の3つのゾーンに分けるといたします。広田川に隣接した第1ゾーンは、毎年越水が予想される領域であります。ここは町は利用せずに、県の管理にしてもらひます。第2ゾーンは、5年に1回程度の越水領域であります。ここのおよそ半分は、今説明のありました、ため池利用の太陽光発電を利用したメガソーラー発電所にしたらどうでしょうか。約5ヘクタールで、およそ5メガワットの発電所になると考えられます。このメガソーラー発電事業は民間にやってもらひまして、町はこの土地を民間に貸し出します。そうすると土地の管理は民間になりますので、町は土地の管理を省ける上に、借地料が入ってまいります。

3つ目の最後のゾーンであります、10年に1回程度の越水領域であります。ここは町の管理として、主に多目的広場の利用にしたらどうでしょうか。ここは町民の憩いの場になりまして、町民運動会や凧揚げまつりなどの大きなイベントもできる場でございます。

菱池遊水地のように場所の悪いところにちゃんとした施設を作ろうとしますとコストが高くつきますし、土地の安定性という課題もござひます。こういった場所に正式な競技施設は難しいのではないかとと思ひます。これであれば、設備費、管理費は安く済むことになると思ひます。

このように、国が進めるカーボンニュートラルに貢献できる、民間によるメガソーラー発電所を利用したコンパクトな構成の菱池遊水地利用はどうでしょうか。お伺ひしたいと思ひます。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 町は、河川法第24条及び第26条に基づき、管理者の県から河川区域内の占有許可を得て内部利用するものであり、遊水地本来の湛水機能を損なわないよう、内部施設に対する様々な制約条件が課せられるものと考えております。

ため池での事例は参考となりますが、遊水地内のメガソーラー発電所は、まず、この湛水機能を損なわない構造ができるかが課題となります。洪水時は、フロート式で問題なく機能する可能性はありますが、洪水後の堆積土砂の除去が非常に困難になるのではないかと考えられます。さらに、県の河川区域内において、町が電気事業者土地を又貸ししてソーラー発電で収益を上げることは、現行の法制度下においては課題が大きいと考えられます。

一方で、本年9月には、県が矢作川カーボンニュートラルプロジェクトに着手することを公表しております。これは、矢作川流域をモデルケースとして、水環境をキーワードに、再生可能エネルギー等の導入による国土強靱化を初め、森林保全・治水・水道からエネルギーまでを含め、官民連携で総合的かつ分野横断的にカーボンニュートラルの

実現を目指すものです。このため、遊水地内でのソーラー発電については、このカーボンニュートラルプロジェクトへの位置づけが可能かも含めて、実現可能性について県との相談を進めてまいります。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 今、矢作川カーボンニュートラルプロジェクトという話がありました。これは県の事業でということですので、菱池遊水地の利活用としては大変良い話であると思われました。よく検討をお願いしたいと思います。

菱池遊水地の利用については、メガソーラーを提案いたしました。こういった利用も含めまして、いろいろな角度からの新しい発想での利用方法を検討していただきたいと思えます。また、町民利用の施設としては、多くの町民が望み、多くの町民に喜んで利用してもらえるような施設を見定めて絞り込んだコンパクトな構成がよいのではないのでしょうか。そして、少ない経費で最大の効果が得られるように知恵を絞っていただいて、幸田町が健全な財政運営が持続できるように、財政負担の少ない菱池遊水地利用を進めていただくようお願いいたします。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 菱池遊水地の利活用についてはカーボンニュートラルの関係もございまして、今、メガソーラー発電の提案もいただきましてありがとうございます。これから、そういった菱池遊水地の利活用については、新しい提案がこれから出てきて、それぞれ時代の要請に基づいて、また幸田町の高齢化率、そして子どもや若い方の年齢比率、それぞれの世代比率に応じて、この利活用の在り方が少しずつ変わってくるのかなと実は思っております。

地元区に平成27年に出させていただいた、菱池遊水地のフルスペックで出していたときの利活用の図面には、運動場、サッカー場、そしてテニスコート、公園、薬草園、そしてビオトープ、24ヘクタールの土地を満遍なく埋めた図面が地元の野場区さんと岩堀区さんに出ていると思えます。でも、そのときは間違いなく菱池遊水地の事業がまったく始まる予定も何もございませんでした。それで2年たって、令和元年、2年でやっと遊水地を買収する、そして工事にすると。そして、令和3年度から工事が始まって、数年かけていよいよため池が完成するという事態に来たわけです。やはり、今、菱池遊水地を地元にお出ししました図面だけ見ていると、ああ、こんな施設ができていいなと思えますけれども、やっぱりその地盤、ボーリング、工事の概要等におきましては、今言われましたように、なかなか難しい施設配置だなということになりかねません。そういった意味で現在は、先ほど議員さんにも言っていたように、大きな遊水地を3ブロックぐらいに分けて、高いところから低いところ、特に低いところはなかなか施設配置は難しいと思うんですけれども、ある程度ブロックの中で比較的、平成12年、平成20年に大きな水害がございましたけれども、かなりの一定の時間の中で利活用ができるような空間については何とか、先ほど言いましたように住民の方々の意見等を聞きながら、やっぱり望ましい施設配置をこれから検討できる時期に来たんだなというふうに思っております。やはり、この広大な土地を県と町の管理区分をしっかりと決めながら、日頃より何らかの形で草ボーボーになっているというのはとても好ましい風

景ではないので、やっぱり魅力ある活用方策を今後いよいよそれが、県のほうにお願いして皆さん方と何が必要かと、どういう施設設備、どういう場面、広場が必要かという検討がこれから始まると思われるので、ぜひこの広大な土地の有効活用をしっかりと検討しながら、町民の健康増進や憩いの場としながら進め方を考えていきたいと思っております。言うまでもなく、総合体育館や総合運動場がない町でもあるので、そういった意味でちょっとでもそこで何かできないかなという心理はありますけれども、やはり地盤のこともあるので、修復するときにごいお金もかかるので、そういったことも十分踏まえながら、議員の言われますとおり、少ない経費で最大の効果を上げるというような施設検討を行ってまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） どうもありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。

それでは、次に、安全安心な自転車利用の町にというテーマで質問いたします。

自転車の安全な利用を推進するための条例が愛知県より制定されまして、令和3年4月1日より施行されております。この条例の主な内容であります、3つありまして、1つ目は自転車の点検整備等の安全利用に関する教育と、2つ目がヘルメット着用の努力義務と、3つ目が自転車保険の加入義務でございます。町民の皆さんがこの条例に従って、安全安心な自転車利用の町にするにはどう進めていくのかについて質問してまいります。

自転車の安全利用については、作年の12月にも一般質問いたしました。県の自転車条例が出た今、再度質問させていただきたいと思ひます。

それでは、まず、幸田町で日々自転車利用されている方はどれぐらい見えるのかを確認したいと思ひます。3駅を利用される通勤・通学の方、そして3つの中学校、幸田高校の自転車通学の方、これらが主な日々の自転車利用者だと思ひます。どれぐらい見えるのか教えていただきたいと思ひます。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 町内における自転車利用についての御質問でございます。

現在、自転車通学をしている者につきましては、3中学校でございますが、幸田中学校566名中154名、南部中学校214名中134名、北部中学校591名中332名、計1,371名中620名の者が自転車通学をしております。幸田高校につきましては、647名中480名と伺っております。

また、3駅の利用者につきましては、正確に私どもが把握できておりませんが、令和3年9月1日の産業振興課における調査がございまして、その調査によりますと、幸田駅利用者が659台、三ヶ根駅利用者が104台、相見駅利用者が292台と、計1,055台の利用があると伺っております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） どうもありがとうございます。幸田町では日々の自転車利用者は、3駅での利用者が約1,000名ということでありまして。3つの中学校で620名、その他全体を含めると計2,100名の多くの方が日々自転車利用をされていることが

分かりました。

次に、ここ数年の幸田町の自転車事故件数はどれぐらいなのか。事故の状況についても分かるようであれば教えていただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 幸田町における平成30年から3年間の事故件数は、平成30年が16件、令和元年が20件、令和2年が15件とほぼ横ばいの傾向にあります。令和2年中の幸田町の自転車事故における死傷者数は16人であり、年代別内訳といたしましては、小学生が1人、中学生が3人、高校生が3人、高齢者、65歳以上でございますが2人、その他7人で、中高生が約4割、高齢者が約1割でありまして、主な事故形態といたしましては、出合頭の事故が6割以上を占めているところでございます。ちなみにこの16人のうち、ヘルメット着用者6人は軽傷、非着用者10人中8人は軽傷、2人は重症でございました。平成30年には1人がお亡くなりになっております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 自転車事故は、ここ3年で15件から20件ということでありまして、そして、全体の事故の4割が中学生・高校生ということでありまして、自転車事故が多いのはシニアの世代ではなくて、若い中学・高校生の世代であるということが分かりました。

私が調べたところでは、この中高生世代の事故が多いのは、これは全国共通であります。この世代の事故の7割が法令違反を原因とした事故でございまして、この世代はまだ車の免許を持っていませんので、交通ルールを勉強していないためだということでありまして。

そういった点から、この世代の事故を防ぐには安全教育が大変重要であると思います。町内の中学生の安全教育について、どのように進めているのかお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 町内中学校における安全教育についてでございます。各校におきまして、学期に一度の通学団会、そういった機会を捉えまして、自転車の乗り方や危険箇所の確認など、そういったことを行うこととともに、PTAの街頭指導等から出てきた問題点などを教職員で共有し、生徒を指導しているところでございます。また、長期休業前の学級活動等において、各担任から安全な登下校についての指導も併せて行っているところでございます。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 分かりました。特に、中学生は交通ルールの知識が乏しいということでありまして、交通ルールに重きを置いた安全教育が必要かと思っておりますので、そういった教育をよろしくお伺いしたいと思います。

今回の県の自転車条例の目玉の一つでありますのは、自転車保険加入の義務化でございまして。現在の中学生の自転車通学者の保険加入状況は把握されているのでしょうか。それから、幸田町の中学生の自転車通学者は、安全のために主に歩道を走っております。このために歩行者との接触事故を起こしやすい条件にあります。事故を起こしたときの高額な保険の問題がございまして。必ず自転車保険に入る必要があると思っておりますが、加入

についてはいろいろな家庭の事情があって難しい面があろうかと思いますが、学校としてその辺をどう進められているのかお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 自転車保険の加入状況でございます。3中学校に確認しましたところ、幸田中学校におきましては自転車通学者154名中128名が加入、南部中学校におきましては134名中103名が加入、北部中学校におきましては332名中264名が、自転車通学者全体で620名中495名ということで、全体では79.8%ほどの加入率となっております。

議員の御質問にございましたように、歩道を通学時に自転車が走るということも大変多くございます。基本的には、歩道における自転車の通行にあつては歩行者最優先でございますので、歩行者の脇を通る場合については徐行するのが原則かと考えております。そういった交通指導に併せて行っているとともに、自転車保険の加入の促進をお願いしているところでございます。自転車保険の加入につきましては、校長会などを通じて各校に依頼しているところでございますが、保険の加入先につきましてはPTA連絡協議会から案内のあるAIG保険の小中学生総合保障制度や保護者が加入している保険に付随しているものなど、形態は様々でございます。今後も引き続き学校を通じて、保護者に対して、自転車点検と保険加入の必要性について周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 現在の中学生の自転車通学者の加入率は約80%ということでありました。保険加入は保護者の理解が必要であり、保護者への加入義務化の周知と、なぜ必要かについての教育が必要かと思えます。そういったところをよろしくお伺いしたいと思います。

安全安心に自転車を乗るには、点検整備された自転車が必要であります。昨年一般質問で紹介いたしました、岡崎市や西尾市の多くの中学校では、学校が主体となって年に一度の定期点検を実施しております。自転車屋さんへ学校へ出向いてもらって点検している学校や、先生の指導の下でチェックリストを作って生徒同士で点検している学校など、学校ごとでいろいろなやり方でやっているようでございます。とにかくどんな形であれ定期点検を実施することが大事なことだと思います。毎日利用の中学生自転車通学者は、整備不良による事故防止のためには点検整備が必要だと思います。この点をどう考えられているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 自転車の安全点検についてでございます。現在、幸田中学校におきましては、通学団担当教諭を中心として、4月に自転車通学者に対して、自転車安全点検を行っているところでございます。内容につきましては、防犯上の鍵は正常か、安全上ブレーキの効きは大丈夫かなど、簡易なチェックにとどまっているところが現状でございます。

今後につきましてでございますが、幸田中学校のみでなく、ほかの南部中学校、北部中学校においても自転車点検の必要性というものを教育委員会からも指導するとともに、

各学校において、自転車点検の簡易チェックシートを作っていただきながら、生徒同士で点検し合えるような、そんなような形で教員負担もなるべく抑えたような形で点検できればと考えているところでございます。また、県条例に基づき、自転車ヘルメットの着用の努力義務、自転車保険の加入の義務化など安全意識が向上するように、いま一度啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） ぜひ学校で定期的に点検を進めていただけるように、よろしくお願いいたします。

次は、自転車利用者が自分の身を守るためのヘルメット着用についてでございます。10月1日よりヘルメットの着用が努力義務になりました。自転車事故の多い7歳から18歳までと、事故を起こしたときに死亡率の高い65歳以上の高齢者には、ヘルメットの購入費用の一部を助成する制度がこの4月1日より始まっております。ヘルメットの購入補助の申込状況はどうなっているのでしょうか、お伺いします。申込みは予定どおりでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ヘルメットの補助金の関係でございます。10月31日までの申請者数でございますが、子ども（7歳以上18歳以下）が446人、このうち424人が手続上の便宜を図った学校単位での一括申請の中学1年生分であります。高齢者（65歳以上）につきましては14人であり、合計460人で、予算上の予定数1,050人に対し、現在の申請率は43.8%であります。

今後の見込みといたしましては、令和4年度新中学1年生450人を見込み、9割程度の執行を予定しているところでございます。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） ヘルメットを一番かぶってほしいと思う高齢者の申込みが14名であります。大変少ないなと思います。事故時に死亡率が高い高齢者には、ぜひこの制度を利用してヘルメットを着用していただきたいと思うのですが、どうすればよいのでしょうか。高齢者は、こういった制度を知らない人が多いのではないのでしょうか。

それから、朝の自転車での駅利用の通勤通学者を見ておきますと、ヘルメット着用をほとんど見かけません。自転車条例が制定されたこと自体を知らない人が多いのではないかなと思います。その辺を含めまして、自転車条例適用促進に町は何らかの協力ができないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員御承知のとおり、愛知県におきまして、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が10月1日に全面施行されました。本町におきましては、先ほどその状況を答弁させていただきましたが、ヘルメットの着用促進に向けて、本年度からヘルメット購入費補助を実施し、県条例の趣旨・目的を達成すべく取り組んでいるところでございます。

御指摘のとおり、65歳以上の高齢者の申請数は芳しくない状況でございます。コロナ禍で老人福祉センターでの高齢者講話の実施が見送られ、直接的にPRする機会が制

限されたことも一つの要因かとは思いますが、コロナの沈静化により、今後、正常な日常生活が取り戻される中で高齢者に対しピンポイントなPRに努めてまいりたいと考えているところでございます。また、年代を問わず、ホームページや広報、タウンメールや四季の交通安全キャンペーンで周知を図っているところでございますが、ヘルメットの着用についての啓発ポスターを駅の駐輪場、役場駐輪場にも掲示しているところでございます。今後は、スーパー等の事業所にも協力を得ながら、一層の普及・啓発を図り、ヘルメット着用の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 条例制定の周知が不足しているように思いますので、その辺の活動をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、自転車で安全安心に走る道路について質問させていただきます。

安全安心な自転車利用には、やはり安全に走れる道路が必要であります。そういった道路の改善事例として、町道錦田幸田1号線道路のカラー塗装化がございまして、この道路はいわゆる生活道路でありまして、朝夕の通勤通学時間帯は多くの歩行者、自転車、そして自動車がこの道路を利用され交錯いたします。利用者の皆さんが安全に通行できるようにということで、歩行者にはカラー塗装、自転車には自転車ナビマークが道路に設定されています。自転車ナビマークというのは、道路面に自転車のマークと進行方向の矢印をペイントするものでございまして、

私は、この道路の改善状況を確認しようと10月下旬の朝、通勤時間帯にこの道路を見てまいりました。歩行者は、道路端のカラー塗装の部分を歩いております。そして、自転車は、その横の自転車ナビマークの部分を走行してまいりました。カラー塗装と自転車ナビマークによりまして、歩行者、自転車のそれぞれの居場所が明確になりまして、歩行者、自転車の安全走行は大変改善されてまいりました。このような狭い生活道路の交通安全には大変有効なやり方だと私は認識いたしました。

しかし、この道路は、自動車の通行量も大変多い道路であります。私が見ておりましたら、軽自動車ですが、明らかに40キロ以上のスピードで走り抜ける車がございまして、自転車の横をこのような高速で車が走り抜けるわけではございまして、大変危ないなと私は思いました。この道路に制限速度の標識があるかと見てみますと、そういった標識は何もございませぬ。交通規制を実施する場合の標準となります交通規制基準というものが警察庁から出ておりますが、これによりまして、こういった生活道路では最高速度は原則、時速30キロということになっております。私は、この道路での交通安全を守るには、時速30キロ制限の速度標識を出すか、ゾーン30にするか、こういった速度制限の設定をすべきじゃないかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域、いわゆるゾーンを定めて最高速度30キロ毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策でございまして、

町道錦田幸田1号線は速度規制がされていないことから、一般的に法定速度時速60キロ制限の道路と認識しておりますが、本路線を交えた幸田駅前区域のゾーン設定には、駅前商店街、駅周辺住民等の合意形成が必要とされることから、地区内で生活する住民の理解と協力が不可欠でございます。

○議長（足立初雄君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 私はこの道路を車でも走ってみました。この狭い生活道路で30キロ以上のスピードは大変危険だなと感じました。この道路で30キロ以上で走る必要のないということも思いました。安全を犠牲にしまして住民の利便性を優先するのか、道路を利用する歩行者・自転車の安全を優先するのか、いま一度よく考えるべきテーマではないかなと私は思います。

次にいきますと、先ほど述べました自転車ナビマークによる自転車の安全走行の改善でございます。この手法は、安全安心な自転車走行のためには大変有効な手法だと私は考えます。

この7月に新城市の作手に行きましたところ、県道301号線に自転車ナビマークが設定されておりました。自転車は、このナビマークのある部分を自動車に遠慮せずに堂々と走っていいよと、そういったものでございます。平成28年から東京都を中心とした関東地方で駅周辺での通勤道路に展開されまして、最近になって愛知県にも展開されているようでございます。

私が自転車ナビマークを設定するといいなと思う道路を挙げますと、昨年一般質問で歩道整備でお願いしました、幸田駅につながる町道芦谷高力線の幸田消防署と菅田交差点間の道路でございます。この道路は歩道が狭くて凹凸が激しくて、自転車では走りにくい道路であります。この道路にナビマークを設定するといいいと思います。それから、もう一か所は、幸田高校から相見駅につながるあいみ通りでございます。この道路は朝は多くの小学校の児童がこの歩道を歩きますので、自転車は歩道を走れません。ここも道路に自転車ナビマークを設定したらいいなと思います。

幸田町では、日々約1,000人の方が自転車での通勤通学にJR3駅を利用されています。今、述べましたように、JR3駅につながる自転車の通勤通学道路にぜひ自転車ナビマークの道路設定を展開していただきたいなと思います。そして、県の自転車条例に従った安全な自転車利用を進めていながら、幸田町を安全安心な自転車利用の町にさせていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 自転車通行帯として道路の路肩に自転車を誘導する路面標示を行い、歩行者と自転車の分離をすることにより、歩行者と自転車が接触する危険性を下げる効果があると考えます。

小学校、中学校の通学路や高校生、通勤者が頻繁に自転車を通る道路など、歩行者と自転車の接触が発生しそうな路線を中心に現状を把握し、対策を検討いたします。

○議長（足立初雄君） 3番、都築幸夫君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前11時08分

再開 午前 11 時 18 分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、水野千代子君の質問を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

子育て支援の拡充についてであります。

子どもの視力は、生まれてから6歳くらいまで発達していくと言われております。この間に目に異常があると、ものを見極める能力が十分に育たないまま、弱視になるおそれがあります。早期発見・治療すれば回復が期待されております。

弱視は、眼鏡やコンタクトレンズで矯正しても視力が出ない状態を言います。主な原因は、強い遠視や乱視、左右の見え方が違う不同視、斜視などの屈折異常であります。ピントが合わず、視力の発達に必要な脳への刺激が不足することで引き起こされるものであります。子どもの50人に1人はいるとされております。本町の現況をお聞きをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 本町では、3歳児健診において視覚検査を行い、子どもの弱視の状況を把握しております。昨年度の結果では、3歳児健診を受診した355人のうち精密検査の対象となった子どもが29人、その後の精密検査の結果、弱視又は弱視の疑いと判定された子どもが6人で、これは1.7%に当たっております。議員がおっしゃるとおり、50人に1人に近い割合となっております。なお、これらの子どもは医療機関への通院治療へつなげているところであります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 本町でも、やはり約50人に1人の異常の方があったということで、分かりました。

視力検査は今までも3歳児健診の標準項目に入っております。しかし、遠視や乱視などが分かる屈折検査は大がかりな装置と検査する人の技量や患者の協力が必要で、幼児の健診に用いることが難しいと言われておりました。このため、実際の3歳児健診では、家庭で保護者が視力検査をして異常があれば申告してもらう方法を取っている自治体が多かったというふうに思っております。しかし、このやり方では弱視を見落とす割合が高かったといいますが、本町ではいかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） おっしゃるとおり、本町においての3歳児健診では、あらかじめ各家庭で視力検査を行い、異常があれば健診会場にて保健師が検査結果を確認し、医師による問診、診察を受けていただく方法となっております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） やはり、そのような方法を今までは取っていたということでございます。

現在では、手に持てるサイズの屈折検査機器が開発されているようでございます。こ

のような小型機器を使う、3歳児健診で屈折検査を導入する自治体が増えているというふうにお聞きをしておりますが、県内の現況をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 県内の状況であります。県内で屈折検査機器を導入しているのは16自治体です。西三河におきましては、刈谷市、高浜市、豊田市、みよし市、碧南市の5市であります。なお、西三河では、岡崎市、安城市、西尾市の3市が今後の導入を予定していると聞いております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今、県内では16ということでございます。

日本眼科医会が今年の5月であります、地域の眼科医会を通じて調べた結果、3歳児健診で屈折検査を実施している自治体は約3割弱であったというふうに言われております。愛知県は、54市町村のうちで屈折検査を行っているのは今教えていただきました16自治体で、やはり3割弱であります。今後、西三河では岡崎市と安城市と西尾市が導入を予定されているということでございますので、これはすばらしいことだなというふうに思います。

同じ日本眼科医会は、今年3歳児健診における視覚検査マニュアルを公表をいたしました。その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 日本眼科医会は、令和2年度から3歳児健診のあり方検討委員会を設置し、3歳児健診において、手元に置いてすぐに活用できるマニュアルを今年の7月に作成しております。このマニュアルは、保健センター向けに視覚検査の方法を解説した1章から6章と、眼科医療機関向けに精密検査の方法を解説した第7章から構成されております。また、保護者向けにも分かりやすいよう、目についての理解を深めていただく資料が掲載されております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 眼科医会のほうでも、やはり3歳児のときの健診に向けて、このような屈折機械を使ったほうが良いということを推奨しているのではないかなというふうに思いますし、また保健センターに向けた方法だとか、また保護者に向けてもきちんと分かりやすいように説明しているということのマニュアルのようでございますので、しっかりとしたこのマニュアルを使って進めていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、厚労省は、来年度予算の概算要求に、自治体が屈折検査機器を購入する市区町村への補助経費を盛り込み、普及を加速化する方針であるということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 令和4年度から、国は母子保健対策強化事業として、母子保健に関する各種健診に必要な備品の整備等を行い、母子保健対策の強化を図ることとしております。その一環として、3歳児健診で屈折検査が受けられるよう自治体を支援する意向でありまして、1台100万円以上とされる機器について、購入費の2分の1

を補助する方針としているところであります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 国のほうでも、やはり来年度予算にこの概算要求を厚労省は求めているということで、また国のほうも自治体に屈折検査が受けられるように、購入した自治体に1台100万円以上されるそうですが、これの購入費の2分の1を補助するという方針を明らかにしたということですので、これは期待ができるかなというふうに思っております。

それから、大府市では既に昨年度から、3歳児健診の対象者全員に機器を使った検査を始めております。カメラのような機器で、光を数秒見詰めるだけで遠視や乱視などの程度を調べ、弱視のリスクを判定するものでございます。大府市の検査結果がどのようであったか、分かる範囲でお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 大府市から聞き取りを行いました。令和2年度から屈折検査機器を導入しておりますが、この経緯につきましては、令和元年度に市民からの声を受け、議会からの要望を受けて実現されたと聞いております。

導入後の効果としましては、令和2年度3歳児健診の受診者が950人お見えになりましたが、家庭での視覚検査では見逃していたが、検査機器で精密検査が必要と判定された子どもが950人のうち39人お見えになったということで、この39人のうち精密検査を受けた7割程度の子どもに異常が見つかったということでもあります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 大府市というのは、県内でも先進的に早くから取り入れているということでお聞きをしております。本当に、やはりこういう精密検査をやったおかげで、精密検査を受けた7割程度の子どもたちの異常が見つかったということで、早期発見・早期治療ができているのかなというふうに思います。

実際に屈折検査を3歳児健診で導入した自治体では、ほかの自治体でもより多くの弱視の子どもたちを見つけ出すことができたという、有効性の報告があったというふうに言われております。

国の補助制度もあります。子どもの弱視を早期発見・治療して回復するために、3歳児健診で屈折検査の導入を本町としても考えていかないか、そのお考えについてお聞きをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 本町といたしましては、現在の3歳児健診における検査方法では、健診の受診率が高いにもかかわらず、制度に限界があり、多くの弱視の見逃しが問題となっているということでもあります。そんな中、今年10月に岡崎市医師会からも検査機器導入に係る要望を受けたところであります。令和4年度からの国の補助制度創設の動きに合わせまして、屈折検査を行うための機器、これはスポットビジョンスクリーナーと呼ばれるものでありますけれども、この購入を考えていきたいというふうに思っております。検査購入後は岡崎市医師会と調整をいたしまして、3歳児健診での具体的な検査体制を確保していきたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今年の10月に、岡崎市の医師会からもそのような検査機器導入に係る要望を受けているということでございます。国のほうの補助制度もございますし、ぜひとも進めていっていただきたいというふうに思っております。

この屈折機器のスポットビジョンスクリーナーは、子どもが機器の画面を5秒から10秒見詰めるだけで測定が完了します。検査結果はその場でプリントされて、近視、遠視、乱視、斜視などの異常値が示され、異常がある場合は眼科の精密検査を促すようになっております。このように検査を受けたその場でその結果が分かるということは、本当に早期に発見ができるのかなというふうに思いますし、またきちんとした専門的な眼科の精密検査を受けられるということも、私は治療がすぐできるということは期待をしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひとも幸田町としても新年度からスポットビジョンスクリーナーを導入していただいて、3歳児健診の折にはきちんとしたこの機器を使っての検査をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、療育を必要とする発達障害児が増えているというふうに思っております。発達に心配のある子どもは、1歳6か月の健診で見つけられることが多くあります。発達障害は生まれつきの特性であるとも言われております。自閉症、スペクトラム症、また注意欠損・多動症、学習症、これは学習障害などがあります。早期発見をして、本人や家族、周囲の人たちが協力し合い、適切な接し方、また生活環境を整え、特性に応じた療育することで日常生活の困難を軽減させたりすることができます。療育を必要とする子どもたちは、本町ではどれぐらいいらっしゃるのかお聞きをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 福祉サービス利用に当たりましては、必ずしも療育手帳がなくとも、医師の意見書を持って児童発達支援サービスや放課後等デイサービスを利用できるため、療育を必要とする子どもの人数そのものは把握をしてございませんが、4月1日現在の療育手帳所持者数は125人であります。なお、町内外の児童発達支援施設に係る直近の利用者数につきましては72人、放課後等デイサービスの利用者は194人となっております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 療育手帳の所持者は125人、また町内外の児童発達支援施設に係る直近の利用者数は72人、また放課後等デイサービスの利用者は194人ということでございます。手帳を持ってみえなくても、やはり発達障害のある子どもさん、心配のある子どもさんが多いということが分かるというふうに思います。

やはり、初めて診断されたときは、保護者はなかなかその現実を受け入れられないとは思いますが、岡崎市こども発達センター「すくも」では、ここは幸田町の名前は入っておりませんが、本町は建設費負担金を払っております。年間どのぐらいかかっているのでしょうか、お聞かせをください。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 建設費負担金につきましては2,473万円、運営費の負

担金につきましては3,329万円を負担しております。平成29年の4月に開所をいたしまして、令和15年度までの毎年負担となっております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 建設負担金は2,473万で、運営費負担金は3,329万円ということで、令和15年度まで毎年負担することということでございます。これは両方を合わせますと、5,800万円ぐらいですかね。これがかかっているということが分かります。

すくもは、本町の発達に心配のある子どもたちの相談と医療、また支援を行っております。それぞれの幸田町の子どもたちのここを利用している現況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 岡崎市こども発達センターへの通所者数は、保護者とともに通い、遊びや生活を通して発達を促す療育を行う「めばえ」、めばえにつきましては0歳児からおおむね3歳まで、このめばえが10人です。それから、小集団の中で生活習慣や人との接し方などを学ぶための療育を行う「わかば」、これが3歳児から就学前、これが5人です。地域の保育園、幼稚園に通っている子が集団に適応し、楽しく園生活を送れるよう、園が終わってから登所し、個々の発達課題に対して専門職が小集団療育を行う「つばさ」、これが3歳児から就学前、10人お見えになります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 親子通所療育というのが「めばえ」でございますが、これが10人。あと、集団の中で生活をして、人と学ぶための療育、これは単独で通所だというふうに思いますが、これが5人。それから、保育園とか幼稚園を帰った後に通う方が、「つばさ」でございますが10人いる。これを合わせますと25人だというふうに思います。先ほど言われましたように、児童発達支援施設に、町内外ですけれども通っている人が72人いるということでございます。というと、72人のうちの25人しかここへは通えてないのかなというふうに逆算するわけでございます。ということは、あの方たちはどこで支援をしてもらっているのかなというのと、やはり、ここ、すくも以外のところなのかなというふうに思うわけでございます。先ほども何度も言いますが、やはり早期発見されたときに早期治療をすれば、日常生活の困難さを軽減できるものでございます。療育が必要であるが、すくもに相談に行ったが、やはり療育を断られることがあるというふうに聞いたことがございますが、そのような場合はどのようにされているのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） センターの3つの療育サービスのうち、めばえは現状においては断られることはなく、受け入れられていると聞いております。次に、わかばにつきましては、定員の関係から断られることがあるようであります。これに対しまして、断られた方の行き場がないように、町立保育園等で保育士を増やすなどし、できる限り引受けをするように対応するほか、町内外の児童発達支援施設を活用するなどし、対応をしているようであります。

○議長（足立初雄君） ○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） めばえでは現実断られていないが、わかばのほうでは断られている。また、その断られた人たちは、町立保育園等で保育士を増やすということを今言われたわけですが、やはり保育士さんというのは療育の専門家ではないわけですので、その点から言うと、やはり何かそこでいいのかなという考えを持つものでございます。

すくもの定員を見れば、1人の利用者が毎日通うことができないのが私は現状ではないかなというふうに思っております。町内に療育を実施している施設があるというふうにお聞きをしておりますが、現況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 児童発達支援事業所は、町内にこども発達支援センター桃っ子、それから児童発達支援事業所くくるの2か所がありまして、最近の実利用人数は、桃っ子が3人、くくるが23人となっております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 町内には、こども発達支援センターの桃っ子と児童発達支援事業所のくくるが2つあるということでございます。桃っ子は今は利用者が3人、くくるは23人となっているわけですが、それぞれの定数は何人なのかお聞かせを願いたいというふうに思います。療育が必要であり、通所を希望する子どもたちがいるが、断らなければならぬ現況もあるというふうに聞きますが、定数と併せてその辺の現況についてもお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの桃っ子、くくる、どちらの施設におきましても定員は10人です。一部の事業所からは定員を増加することにより生じる経費の不足分に係る補助金についての御要望もいただいているところであります。利用者からは、サービスを断られ困っているという御相談は承知しておりませんが、例えば定員10人のくくるの利用者が23人であることから、週5日利用したい場合であっても、2日、3日しか利用できていないことが考えられます。御家庭の事情によっては、今後さらに希望者が増える場合は、断られたと感じられる場合が出てくるかもしれないと思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） それぞれの施設も定員は10名ということでございます。桃っ子のほうはまだ少し余裕があるのかなというふうに思いますが、くくるのほうは定員が10人に対して利用者が23人もいるということで、今、部長が言われたように、本当に毎日行かせてあげたいけれども、実はそんなには受け入れてもらっていないという、やっぱり、これが断られたというふうに感じるのではないかなというふうに思います。

それでは、発達に心配のある子どもの療育に係る福祉サービスについて、その流れを簡単にお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 健診などで発達に心配のある場合であります。まず、小児

科にかかります。一定程度かかりつけ医にかかることで、かかりつけ医のほうから岡崎市こども発達センター等が紹介をされます。その際、医師の判断で療育が必要とされた場合につきましては、相談支援事業所の計画相談を行い、サービスの利用計画書を作成していただきます。その計画に基づき、岡崎市こども発達支援センターのめばえやわかば、地域の児童発達支援事業所などのサービスを利用することとなります。その後、保育園や幼稚園などの入園に当たり、わかばや保育園等に通園をします。就学後につきましては放課後等デイサービスを利用されるとともに、特別支援学級、特別支援学校を経て、就労支援、グループホームなど、その人の支援に必要なサービスにつないでいるところでもあります。なお、療育により、保育園等、小学校から大学まで進学されるなど、一般的な社会生活を送られる人もいるため、あくまでも福祉サービスを継続して利用される場合の例であることを御承知おきください。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） まず、その流れでございますが、やはり心配のある子どもさんは小児科へ行って専門的な先生に見ていただいて、岡崎市こども発達センター等に紹介されます。それをもって、その子どもさんに対してどういう支援が必要なのかということのサービス等の利用計画書を作ってもらい、そういう相談事業所へ行くわけでございます。本当に保育園、幼稚園の入園に当たっては、それぞれの保育園に通園するが、だけど、先ほど言ったように、保育士等は療育の専門家ではございませんので、なかなかそこでは難しいのかなというふうに思っております。また、就学前の子どもさんは今言われたようなことでございますし、また就学後は放課後等のデイサービスを利用されるということで、これも町内にはたくさん、今、少しずつできているのかなというふうに思います。しかし、定員もございますので、なかなか全てが入れるのかなというのは、その辺もちょっと疑問が残るところでございます。

やはり、保護者の方に聞きますと、保育園も地元がいい、またその後に療育を受けたい、また地元小学校に入学して、中学校も地元に行きたいというお声もございます。これは、療育を受けながら通えるのかなというふうに思っております。また、できれば高校生活も送らせてあげたいとの保護者のお声もよく聞きます。まず、早期発見・早期治療を進めることが大事だというふうに思います。今後増えてくるであろう療育希望者の支援をどのように考えておられるのか。断らない受入れをしてもらうためのお考え等をお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 療育を必要とする発達に心配のある子どもの把握につきましては、健康課が窓口で行っております1歳6か月児健診等の健診や相談事業等から把握をします。その後、小児科等にかかってから、先ほどの岡崎市こども発達センター等の施設を紹介しまして、センターがその子どもに合った適切なサービスへとつなげるということでございます。本町にある児童発達支援施設、放課後等デイサービスのほか町外の福祉サービス事業所も活用しながら、引き続き適切な支援を行っていきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。

専門家にお聞きをいたしますと、療育が必要であるとされた場合、早い時期にできるだけ毎日やっぱり発達支援事業所に通所することで、日常生活の困難を軽減させることができるというふうに言われております。現実、岡崎市発達支援センターへ通った子どもさんが、今は小学校3年生になられますが、そのお子さんも岡崎のこども発達センターへ毎日通ったと。そうしたら本当に静かになってというのは申し訳ないですが、本当におとなしくなって普通の生活ができる、普通の小学校へ行っても授業が受けられる、そういうふうに変わっていったと。だから、療育の必要性は本当にすごいことだった、本当にありがたかったということも言われておりました。

現在のところ、すくもの定員では毎日の幸田町の子どもたちの受入れは難しいというふうに思われます。保護者からは、町内で毎日やはり療育をしてもらいたいという声もでございます。その小さな声を受け入れられるような支援を今後ともしていただきたいというふうに思いますので、再度その辺についてのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 療育を必要とする子どもさんにつきましては、年々、増加をしているということ承知をしております。今後も新しいそういった施設ができることが一番望ましいとは考えておりますけれども、今ある施設、これをフルに活用しながら、引き続き適切な支援を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ぜひともよろしく願いいたします。

次に、フレイル（虚弱）の予防対策についてでございます。

フレイルとは、加齢によって心身が老い衰え社会とのつながりが減少した状態を言います。フレイルは、健康状態と要介護状態の中間に位置し、多くの場合、フレイルを経て要介護状態になると言われております。大事なことは、早めに気づいて適切な取組を行うことで、フレイルの進行を防ぎ、健康に戻ることができます。厚労省は、平成28年版厚生労働白書―人口高齢化を乗り越える社会モデルを考える―を基に作成された中にも、フレイルから要介護へのリスクが高くなることが示されております。2014年に日本老年医学会によって提唱をされた言葉でございます。まず、フレイルについての認識について伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） フレイルにつきましては、おっしゃるとおり、加齢により心身ともに衰えてきた状態であり、要介護になる手前の状態、つまり健康と要介護の中間の時期を指し、多くの高齢者がこの段階を経て要介護へと進んでいくと認識しております。高齢者の方がいつまでも元気に活動し、家族や友人、地域の人たちのつながり、社会参加しながら毎日を過ごすためには、フレイルの予防対策がかぎになると考えております。

本町におきましても、特にコロナ禍で高齢者の外出や運動の機会が減ったことにより、フレイル状態にある高齢者の増加が懸念される場所ではありますが、全町的な調査は

行っていないため、実態把握のほうはできておりません。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。

本町も健康づくりのために、介護予防のために様々な取組がされております。その主なものについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 現在、健康福祉部の福祉課では、お達者体操として、高齢になると特に弱りやすい足腰を鍛え、転倒の予防に効果が出るトレーニングを中心に取り入れた、岡崎市医師会監修の体操指導と定期的な体力測定を町内の実施グループに対し行っております。そのほか地域包括支援センターへの委託事業として、様々な介護予防事業を実施しており、主なものとしましては「げんきかい」があり、理学療法士による体操・運動の指導、管理栄養士による食生活改善のアドバイス、サポーターによる頭の体操などが学区の会場で行われております。そのかにもストレッチ体操、筋力低下予防、認知症予防などの講座を専門職の方が行います「からだメンテナンス教室」、体力測定や生活チェック、運動・栄養・口腔に関する講話と実技を行う「シニア元気アップ教室」などがございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 本当に幸田町は、介護予防についての様々なことをやっていただけるということは承知をしております。「お達者体操」だとか「げんきかい」なんかは、本当に地元の方たちもすごく喜ばれているところでございます。また、そのほかにも「からだメンテナンス教室」だとか「シニア元気アップ教室」、たくさんものものをやっていってくださることには本当に感謝をするところでございます。

厚生労働省は、2020年度から、後期高齢者医療制度の健康診査で、フレイル状態のチェックが始まったとお聞きをしております。2019年度までの健診では、メタボリックシンドローム対策に着目した標準的な質問状があったようでございますが、後期高齢者の特性を踏まえ、健康状態を総合的に把握するための後期高齢者の質問票に代わったということをお聞きをしておりますが、どのような質問状でしょうか、お聞きをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 厚生労働省から後期高齢者医療広域連合や都道府県への要請によりまして、令和2年度から75歳以上を対象としたフレイル健診が行われております。具体的な質問項目につきましては、例えばでございますが、誤嚥に関する質問で「お茶や汁物でむせることがあるか」、そのほか物忘れにつきましては「周りの人からいつも同じことを聞くなどの物忘れがあると言われていたか」、転倒につきましては「この1年間に転んだことがあるか」、外出の頻度につきましては「週に1回以上は外出をしているか」、人のお付き合いについては「ふだんから家族や友人との付き合いがあるか」などの項目が追加・修正をされております。本町におきましても、この変更後の様式によりまして、健診の対応を行っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 本町でも、やはり2020年度、令和2年度からこのような質問状に代えて、審査を行っているということでございます。本当に2020年度からコロナ禍によって、高齢者のフレイルは増加傾向であるようでございます。今こそ高齢者のフレイルに対する関心を高めて、生活改善を促すことも期待をされているところでございます。特定健診時に限らず、町の介護予防事業などに活用できないでしょうか。まずは、厚労省が出している基本的なチェックリストや、東京大学高齢社会総合研究機構が出しているイレブンチェックなど、フレイル状態を判断するためのチェックリストがあります。チェックリストの導入についてのお考えをお聞かせを願いたいと思います。町の現況についてもお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） チェックリストにつきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に係る総合事業申請書に基づく基本チェックリスト、このチェックリストにつきましては、65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかをチェックするためのもので、生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に発見し、総合事業へつなげ、状態悪化を防ぐためのツールとして活用し、介護予防につなげているものであります。

このリスト30項目のうち、25項目が国が示すフレイルチェックリストとして活用されているところであります。このことから、現在は介護認定非該当の方にさきの基本チェックリストを使って総合事業へつなげておりますが、将来的にはこれを参考にチェックリストの作成、導入を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） チェックリストの項目について、様々お聞かせを願ったところでございます。本当にやっぱりしっかりしたチェックリストで、その方の状態をいち早く見つけるということも大切なのかなというふうに思いますので、よろしく願いをしていきたいというふうに思います。

フレイルは、具体的には加齢による食欲低下、低栄養状態で筋肉が減少する身体的フレイル、筋肉・体力に加えて歩行能力が低下するため、外出する気力がなくなる精神心理的フレイル、その結果でひきこもりになってしまう社会的フレイルなどがあります。栄養・運動・社会参加の取組が必要となってくるわけでございます。

厚労省が、令和元年度食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業の中に、フレイル予防の3つのポイントといたしまして、まず第1に食事の改善、フレイル予防にはバランスの良い食事を3食しっかりととりましょうとして、食事・料理・食品などを絵で紹介をされております。

第2に、運動（身体活動）であります。ウォーキング・ストレッチなど今より10分多く体を動かしましょうなどを紹介しております。

第3は、社会参加、趣味やボランティア・就労などで外出する機会を増やし、自分に合った社会参加を促す取組などを紹介しております。これが絵で紹介されておりますので、分かりやすいかなというふうに思います。

このようなフレイル予防を後押しをしていきませんか。お考えをお聞かせを願いたい

と思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今、議員の言われた3つのポイント、なかなかできそうのできないことであるのかなというふうに感じております。その中で食事・運動・社会参加への取組につきましては、第2次健康こうた21計画におきましても、行政の取り組むべき健康指標・目標項目として掲げまして推進しており、これらの取組がフレイル予防につながるものと考えております。

本町におきましては、先ほど申し上げました、「お達者体操」「げんきかい」「シニア元気アップ教室」等の介護予防事業を通じまして、高齢者の運動指導・栄養改善・社会参加に関する取組に引き続き努めてまいります。

また、介護予防につきましては、オーラルフレイルといたしまして、口の衰えを意味するものでありますが、早めの対処が必要と言われております。口の中の清掃状況が悪いと免疫機能が落ちまして、感染症や誤嚥による肺炎が心配されます。口腔機能低下と認知機能低下についても関連が見られると聞いているところでございます。現在は、歯科医師会等の先生方に御協力をいただきまして、口腔がん検診・治療や歯周疾患検診を行っておりますが、これらの施策についても引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。確かに口の中の衰え、これも大切でございますので、しっかりとした歯科医師会等の先生方に御指導いただきながら、御協力いただきながら、施策の取組を進めていっていただきたいというふうに思います。

介護予防をしましょうよりも、やはりフレイル予防しましょうとの言い方のほうが柔らかく聞こえてきて、受け入れやすいというふうに思います。ぜひフレイルの言葉を使っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あるところでは、栃木県の小山市は、高齢者のフレイルを予防し、健康づくりに役立てるため、家庭用ゲーム機やモバイル端末を使うeスポーツを活用した高齢者向け講座を開催しております。本町に合ったみんなが楽しめるフレイル予防策を進めていかれないか、お考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 栃木県小山市のように、認知機能の向上、社会参加の促進を目的といたしまして、eスポーツを活用した取組を行っている先進的な自治体があることは承知をしております。独自のアイデアで楽しみながら負荷のないフレイル予防を行っていくことが必要と考えております。

今後、本町におきましては、令和4年度以降、3圏域の地域包括支援センター体制へ移行することとしております。各圏域におきます高齢者の実態把握を進めながら、フレイルと思われる高齢者の早期発見、地域の課題等の把握に努めまして、各圏域の特色と地域資源を活用した介護予防事業の企画と運営を行うことによりまして、フレイル予防に資する取組を充実させていきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） eスポーツでございますが、コンピューターゲームで、ビデオゲームで、プレイヤー同士が腕前を競うものでございます。指先や脳を使うため認知機能の向上が期待されているというふうにお伺いしております。また、身体の障害の有無に関係なく誰でもできるという、コミュニケーション・社会参加を促進できるということで、これも私は期待できるのかなというふうに思います。

それから、今、部長が言われましたように、来年度以降は幸田町も3つの地域包括支援センターが整うわけでございますので、そこでしっかりと高齢者の実態把握を進めていっていただきながら、またフレイルに入ってしまう、フレイルの状態にあるという高齢者の早期発見をしていただいて、それこそ本当に地域の課題の把握に努めていただいて、やはりフレイル予防をしていっていただきたいというふうに思います。やはり、先ほど言いましたように、本町の身の丈に合った、私は、フレイル予防を進めていかれることを新年度も特に願うものでありますので、その辺についてしっかりとしたフレイル予防に取り組んでいただけますことを期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（足立初雄君） 12番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため、休憩とします。

午後は、1時10分より会議を開きます。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時10分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、丸山千代子君の質問を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 通告に従い、順次質問をしてみたいです。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想についてであります。

幸田町長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想は、8月10日の福祉産業建設委員協議会で、2021年3月31日付のこうた健幸ヒルズ構想として介護老人保健施設、障害者支援施設を拠点とし、多世代交流施設、この中には産地直売所、プレイルーム、調理実習室、研修室、宿泊室など、災害時には緊急避難場所としての機能を持つ構想が示されました。その時点で既に長嶺北部地区開発基本設計及び測量業務を、株式会社オオバ名古屋支店が令和3年6月2日から令和4年3月31日まで3,135万円で請負をしたことが報告をされました。また、設置予定施設として、障害者支援施設の愛知県厚生事業団の愛厚藤川の里を移転先として誘致をし、用地無償貸与、施設整備費補助金1,000万円以上の交付金を出すことが示されております。

11月の協議会では、この対象区域内が造成等で15メートルの高低差があり、用地が縮小せざるを得ない状況であり、計画をしていたこうた健幸ヒルズ構想そのものの計画を変更しなければならない事態であることが判明をいたしました。このように計画が、土地利用・財政計画も正確に示されず、見切り発車しようとしていることに危惧を抱くものであります。あまりにも急ぎ過ぎるものであります。十分な理解と合意が求められ

るものではないでしょうか。

そこで、まず1点目に、愛厚藤川の里の移転整備に対する用地無償貸与と施設整備費補助金1,000万円以上を交付することを盛り込んだ協定書、この案について見直しをし、十分時間と合意をかけるべきではないか。このことについて、まず伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 本件につきましては、愛知県厚生事業団としても移転改築を計画的に進めるため、令和4年度に施設設計に着手する予定であるため、協定書の締結を12月目標で進めています。協定書案のポイントについては、移転に関する事務協議等の中で調整をしてきた内容であり、本施設整備に向けて必要な項目となっております。

愛厚藤川の里は、施設老朽化に伴い、移転、改築先を検討しておみえでした。平成31年1月に本件に係る協議がスタートしたわけですが、この時点では既に岡崎市との協議は不調となっております。この幸田町との協議の中で、1 移転予定地に係る土地の無償貸与、2 幸田町からの施設整備に係る補助金の交付、以上2点については、幸田町と愛知県厚生事業団の話合いが詰められてきた経過もあります。幸田町の障害者福祉施策を共に進めるパートナーとして、幸田町の障害者福祉施策推進のための必要な負担として、本協定書の内容に応えていきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 愛知県の厚生事業団の経営計画、第3期でありますけれども、その中に平成31年度、いわゆる令和元年、ここに基本設計、そして32年度補助金申請、33年度が建て替えというように示されている中でありますけれども、この長嶺北部地区の福祉医療ゾーン構想につきましては、議会のほうには8月10日に初めて示されたわけでありまして、初めて示されたにもかかわらず、もう既に先ほど言いましたように、オオバによる開発の基本設計、そして測量業務も進められているわけです。ですから、何ら合意もないのにこのように着々と進められ、そして、この協定書の中身も案が示されたわけでありまして、1,000万円以上の補助金の交付をしながら、そして、なおかつ土地についても無償貸与をします。このようなことが分かってくれよと言っても、分かるわけがない。今まで幸田町が誘致をしてきた特別養護老人ホームでありますけれども、この用地についても10年間無償貸与をして、その後、買取りというようなことで、こうした施設について幸田町は出していないんですね。ですが、なぜこのようにここだけにやらなければならないのかと。この委員会の中でも、こうした優遇することにつきまして、今までほかの自治体でそうした経過があるのかということについて問いただしたところは、そのようなことはない。じゃあ、なぜ幸田町だけがそのようなことをしなければならないのか。このことについて明確に答弁がいただきたいということと、それから、やはり合意のないものを協定書として結ぶわけにはいかんということではないでしょうか。お尋ねします。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 議員が御指摘のとおり、この障害者支援施設に

ついて、地元の自治体のほうが補助金等の交付をした事例は、探しましたけれども見当たりませんでした。そのような中ではありますが、この障害者福祉施策、藤川の里がエリアとしている圏域の中で移転先を求めた場合、岡崎市か幸田町という選択になります。この中で幸田町に藤川の里を誘致できれば、本町の障害者福祉施策に対して有益であると判断し、このように事を運べてきた次第であります。議員が御指摘のとおり、議会への報告のタイミングが非常に遅うございました。藤川の里との協議のほうは、先ほど申したとおり、もう31年の1月にスタートをしておりますので、それ以降、実は事業団との協議並びに地元との健幸ヒルズの構想の検討並びに共通理解に時間を要しております、ここまで具体的な報告が遅れましたことをおわび申し上げます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 幸田町長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想、これも出されているのですが、これは3月31日付なんですけれども、5月の協議会には出されなくて、そして8月にやっとこれが出されたわけですよ。ですから、もう既に進められているのに事後承諾じゃなかったですかね、こうしたことが。それから、着々この準備を進めながら、議会には何ら説明も報告もなかったと。突然このようなことが出てきて、これを了解せよと言われても無理な話であります。

次に、土地利用に関する基本設計、そして測量業務の結果、これが11月に出示されましたけれども、これがこの地区内の整備に終わり、そして、なおかつこの土地利用が縮小せざるを得ない。縮小せざるを得ないということは、こうした健幸ヒルズ構想、これもできないよというようなことが言われたわけでありまして。こうした事態に立って、なぜこれを先延ばしにして、もう少し練ったものにしていかないのか。この辺が理解できないわけでありまして。また、ボーリング調査については来年度ということからしても、まだまだ予測がつかない事態があるということではないでしょうか。これについてお尋ねしたいと思います。

次に、道路の計画でございますけれども、これも既にこの構想の前を通る今の現況道路、この道路を信号まで取り付けるのに当たっての検討業務を進めるのが5月26日から来年の2月28日まで、これが966万9,000円を使ってやられているということからも、まだ金額も示されていない、造成費などもざっと3億5,000万円というような説明を受けただけで、大幅にまだ見直しをしなければならない。こんな事態で、このずさんな中でなぜ早急に進めなければならないのか。このことについてお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） こうした健幸ヒルズの構想の中で占める大きな2つの事業、愛知県厚生事業団による障害者支援施設の整備、並びに民間の医療法人を想定しております介護老人保健施設の整備、こちらにおいて特に介護老人保健施設につきましては、圏域の中で幸田町での整備目標の年度が既に定められております。その目標年度の縛り、並びに障害者支援施設につきましても、先ほど議員がおっしゃられたとおり、当初、愛厚藤川の里は令和3年を予定しておりました。それを幸田町とタッグを組んでやっていきたいと思いますということで、幸田町のペースに合わせますよという回答はい

ただいているのですが、それでもそんなに長くは延ばせない。こういった状況を踏まえまして、実は現在、我々は今測量をし、設計をし、ボーリング調査もまだやっております。次年度であります。その状況で事業者との意見交換をし、財政計画も検討しと、一般的な事業推進手順を同時並行処理してスピーディーに進めなければならない状況でやっております。この過程の中で、今まで議会への報告もなかなかされてこなかった、御指摘のとおりであります。今後は、適期に細やかな状況報告を議会へも報告させていただき、御理解をいただいた上で進めてまいります。

特に議員が御心配の財政計画についてであります。今年3月に配付された実施計画書では、障害者入所施設と介護老人保健施設を合わせて3億5,033万7,000円を計上しています。しかし、この見直しは必至であると私は考えております。ですので、業務を進めていく中で財政計画の見直しについても所管部と調整を図ってまいります。

長嶺福祉ゾーンの開発には、この時期、タイミングが非常に重要となっております。このような課題を抱えた中で進めておりますことを御理解いただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） いろいろと問題があるという中で同時並行しなければならないというようなことを言われたわけでありましてけれども、それならばなぜもっと早く協議会にもかけられなかったのかということでもあります。

この協定書の素案につきましても、今までこうした施設を誘致する際に出していなかったものが出されていて、補助金も出す、それから土地は無償貸与と。こういうような状況が示されているわけですが、直近の同じ県内で愛厚はなのきの里、この建て替え、ここは出していないわけですよ。稲沢市の祖父江町に建設をしているところ。ですから、こうした直近のところの障害者施設でも出していないことを、なぜ有利に取り計らわなければならないのかということでもあります。移転先を探しているわけでありまして、土地を紹介するのは結構だと。来てもらうのは結構だけれども、やはり、こうしたことが一旦出してしまうと、ほかの施設の誘致にも影響してくるわけですので、その辺をもう少しきちんと了解の下に進めるべきではなからうかというふうに思います。

それから、今、用地測量・基本設計を進めている長嶺北部地区でございますけれども、京ヶ峰の山麓のふもとであります。その高低差が15メートルというそういう中で、墓地もあり池もあるそういう中で、果たしてここが適地と言えるのかどうか。そのこともやはり見直さなければならない問題ではないかなと私は思います。8月にこの計画が示されてから、大幅なこの変更をしなければならないこうした事態に至って、なぜもう少しきちんと見直しをかけながら合意の下に進められないのか。その辺について、これからそういう考えに立てないのかということですが、また土地も平たんな土地でそうした土地利用を考えていく必要があるのではないかなというふうに思うのですが、その辺のところは全く考えなしで進まれるのですか。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 障害者支援施設の直近の建て替えでは、自治体の負担はないように私もお聞きしました。しかし、今回の案件では、事業団のほうの事

業計画、現段階でおよそ15億円程度ということでございますが、この財源としては事業団の積立金、それから独立行政法人福祉医療機構からの借入金、それから幸田町からの補助金を見込んでおります。幸田町の補助金の1,000万円、これは15億円に對しますと割合的には低いわけですが、これはどういった意味合いがあるかという、実は資金の多くを占める借入金のこの償還金に對して県の補助がございまして、この補助の要件の中で、自治体からの補助金があつて事業が成立するという条件がございまして、その条件を満たすためにこの1,000万円を予定しているわけでありまして、こういった事情もありますので、全体の仕組みを成り立たせるために、この障害者福祉施策を幸田町で一層充実させるために必要な負担であると考えております。

続きまして、当該地が計画適地なのかどうかという議論であります。実は、この長嶺北部地区は令和2年2月10日に総務教育委員協議会へ御報告をさせていただきました幸田町土地利用構想の中にもありますとおり、ここが長嶺北部地区福祉医療ゾーンとして定められたものであります。その後、庁舎内では、将来土地利用構想町全域という資料において、関係者一同理解をして、これに基づいて各下位計画を作っている次第であります。この土地利用構想は、その後、都市計画マスタープランや幸田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画へもその施策を具体的に計画するという形で進められてきており、大型事業について町全体の中でその実施地につきましては、この土地利用構想に基づいて行うことが適当であると考えております。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどこうた健幸ヒルズ構想に触れられましたので、昨年度進めてきたこの構想について、健康福祉部のほうから御説明をさせていただきます。

この構想につきましては、昨年度、地元とのワークショップを繰り返し行いまして、これはあるべき姿、この中にはある程度夢も含まれる、そういったものを描いてきたものでございます。このワークショップを行う上で最も大切にされたことは、単に支援を必要としている高齢者や障害者を収容するだけの施設にしてしまわないことでありまして、できるできないの制約から離れ、医療・福祉・介護を地域で支える拠点がどうあるべきかということでございます。

今年度に入りまして、本格的な県の開発許可に係る調整を行う中で変更のほうを迫られてはおりますが、今後も法規制との兼ね合いを調整する中で、こうた健幸ヒルズの構想内容を数多く実現できるよう知恵を絞りたいと思っております。なお、介護老人保健施設と障害者支援施設の整備につきまして、基本的な同意のほうは地元から出ております。こうた健幸ヒルズ構想の施設整備、スケジュール等に見直しが生じたことは、今年6月地元協議で御説明し、御理解をいただいていたところでございます。直近では、先月の26日、造成計画案等の進捗状況の説明を行いまして、課題解決に向け御意見をいただいたところであります。今後も引き続き、地元との合意形成を図りながら構想をまとめていきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 事業調整監は、愛厚藤川の里の協定書の中に盛り込まれたのが1,000万と言われましたけれども、1,000万円以上というふうに協定書の中身には

載っております。ですから、これが幾らになるとも言われていない状況の中で、はい、そうですかと言うわけにはまいらんとするわけでありまして。また、同じ長嶺地区の中では拡大工業用地、ここが柿団地があるわけですが、そこが平たんでありまして。なだらかなところでありまして、そうしたところはそんなに造成もかからないわけですし、金額も抑えられるわけでありまして、そうしたところが、無理なところならば同じ町内であるわけですので、そうしたの計画変更ということの見直し、そういうことができないのかということでありまして。やはり、何が何でもここに決めたら、たとえどんな困難があろうともお金がかかろうともやっていくんだという、こういう姿勢はどうかと私は思います。

それから、やはり障害者施設を誘致をするということは別に反対ではありません。やはり、幸田町の障害者施策が発展する上で必要不可欠な施設ではなかろうかというふうに思いますので、そうした点について反対するものではないわけですが、しかしながら、これは県の厚生事業団でありますよ、民間じゃないわけですよ。公益法人でありますけれども、しかしながら、やはりもとは県の事業団でありますので、ほかのところがないのに、なぜ幸田町が有利をはからなければならないのかと。やはり、用地は買ってもらうべきではないかと私は思うわけでありまして。その辺のところをもう少しきちんと詰めていかれる、そして合意の下に進めていくべきではないかなというふうに主張をして、次に移りたいと思います。

次に、不妊・不育治療費助成について伺います。

不育症の定義は、子どもを望むのに1年以上妊娠をしない、不妊症と違い、妊娠はするけれど流産や死産を2回以上繰り返すことをいいます。その原因の多くは、胎児の染色体異常によるものと言われております。流産や死産を2回以上繰り返す不育症であります。きちんと検査をすれば将来の出産に向けて対策を立てやすくなります。この染色体検査の費用は病院によって異なりますが、10万円近くかかると言われております。不妊治療についても、治療方法や方針、実績や費用など情報公開の基準がなく、比較もできないため、病院選びが難しいと伺います。人工授精や体外受精は保険が適用されず、自費となり高額な費用負担は治療を断念せざるを得ない状況となります。先の見えない不安やのしかかる費用と心身への重い負担など、こうした状況を支援し、安心して出産できる体制の強化についてまず伺いたいと思います。

そこで、第1点目につきましては、不妊治療費助成の実態と件数について、3年間の比較でお聞きをしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 長嶺東山の福祉医療ゾーンにつきましては、議会への報告が適期でなかったという反省を思っております。今後は、細やかな状況報告を議会へもさせていただき、御理解をいただいた上で進めてまいります。ただ、議員が御指摘の同じ北部地域でも東山地区が地形的にも有利ではないかという御意見であります。あちらのほうは拡大工業地域として町の土地利用計画に載っておりますので、医療福祉ゾーンにつきましては、現在計画をしております長嶺の北山に隣接した地域ですが、このエリアで進めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 一般不妊治療費助成の実態ということの御質問でございます。

本町の不妊治療費助成につきましては、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るために、一般不妊治療を受けている夫婦に対しまして、その治療に要する費用の一部を助成をしております。先ほど3年間の比較ということでございました。助成の実績につきましては、昨年度が54件で203万円、一昨年、令和元年度が52件、191万円、そして3年前の平成30年度は、過去5年間を見ますと最も件数と金額が少なくなっておりますが、45件、146万円となっております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） かなりの方たちが助成を受けているわけでありまして。これは一般不妊治療であります。現在、一般不妊治療のほかに特定不妊治療費助成があるわけですね。これは愛知県制度でありますけれども、これの把握というのはされているのかどうか伺いたいというふうに思います。また、今度、厚労省のほうでは、来年度から医療保険が適用するというようなことがニュースで載ってございましたけれども、この辺についてはどのようにつかんでおられるのか伺いたいと思います。

次に、一般不妊治療費助成につきましては、1件当たり5万円が上限として町では出されているわけでございますけれども、なかなか大変なことでありますので、こうした一般不妊治療費助成に対してももう少し拡大ができないのかということでもありますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 3つの御質問をいただいたと思います。

まず1つ目、幸田町につきましては一般不妊治療の助成ということですが、特定不妊治療、こちらのほうは健康保険が適用されないものが多いということもございます。こちらのほうの状況としましては、県が行っている特定不妊治療費助成に対する上乗せ補助ということで、県内では10自治体を実施しているということもございます。

それから、2点目の御質問の厚労省の考えております医療保険の適用に関しましては、これは具体的なことはまだこちらのほうに届いていないわけでございますけれども、厚労省の令和4年度の予算概算要求、これがもう既に行われておりますが、この中で不妊治療の保険適用の拡大が掲げられておまして、予算編成過程で検討されるということでもありますので、この動向を注視していきたいというふうに考えております。

それから、幸田町の一般不妊治療費助成の自己負担額の2分の1の額以内、年度当たり限度額5万円までということの拡大ということですが、十分不妊治療というのは身体的・精神的な負担が大きく、同時に治療に要する費用が高額ということは重々承知しているところでございます。本町としては、愛知県の助成事業を補完して上乗せする形で今行っておまして、現在の一般不妊治療費助成制度を、まずはこの制度を継続していきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 一般不妊治療費助成の拡大でありますけれども、これは年齢制限

がでございます。それから第2子というような、いろいろと制限があつて、自己負担の2分の1以内で1年度当たりで5万円というようなことでありますが、例えば1年度で2回行った場合は、これは1回しかできないということなんでしょうかね。そうしますと、やはり毎回毎回違うわけでありますので、この年齢も制限を取っ払ったりとか、そうした助成の拡大を図る必要もあるのではないかなというふうに思いますが、その辺について再度伺いたいと思います。

次に、妊娠はするけれども、流産や死産を繰り返す場合を不育症と言われております。この不育症の約80%が検査と治療で出産できると言われており、幸田町においても不育症検査・治療費に対する助成制度の創設をすべきではないか、このことについて伺いたいと思います。また、県内ではこの助成をしている自治体がありますけれども、この自治体数を把握しておられたらお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 幸田町の助成につきまして、助成の拡大という視点での答弁をさせていただきます。

これは自治体によっていろいろ年齢制限であるとか、所得制限とか、あらゆるものがあるわけですが、年齢制限につきましては国の指針等、考え方に基きまして、年齢は国と合わせているということでございます。

それから、幸田町の特色としましては、所得制限を設けていない、これが大きなことであるかと思っておりますので、この点は継続して適用をさせていきたい、そのほかの制限等につきましては今後研究をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、不育症についてのことでございますけれども、愛知県の助成制度が今年の6月に実は始まったところであります。まずはこの制度について周知をしていきたいというふうに考えております。

それから、県内市町村の助成状況につきましては、県内で11自治体とまだまだ少ない状態であります。西三河においても岡崎、豊田、みよしと3市が助成のほうを実施しておりますが、まだまだ少ないということもございまして。各自治体により助成内容も様々であることから、今後の県内における助成状況を注視し、ほかの自治体の助成制度の研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この不育症への助成制度でございますけれども、これは調べましたところ、町でいいますと東郷町がいち早く実施をしております。それで、不育症の助成に対しましては、これは医療機関も限られていますよね。ですから、そうした点でいいますと、やはりもっと周知をする必要があるのではないかなというふうに思うわけがあります。例えば、名古屋市立大学病院、成田産婦人科、浅田レディースクリニック、ARTクリニックみらい、こうしたところの先進医療を実施している医療機関と。このように限定をしているわけでありますので、それで流産検体を用いた染色体検査を受けた、このことに関して助成がされるわけであります。ですので、まだまだこの制度が愛知県で出てまだ間もないわけでありますので、やはり、こうした窓口をきちんと持つ必要があるのではないかなというふうに思うわけであります。

それから、一般不妊治療につきましては、所得制限は設けていないものの年齢制限等が設けられております。ですから、この辺のところも年齢制限を取っ払って、本当に子どもさんが欲しい、こうした方たちにとってはやっぱり経済的負担が大きいわけでありますので、少しでもこうした支援をするという方向でこの辺の拡大をぜひお願いしたいと思っております。

流産・死産を繰り返した30代女性は、自分に原因があると自分を責め、今も涙が止まらなると話してくれました。不妊治療を行っている人も、経済的な負担に加えてプレッシャーや精神的ストレスを抱えております。適切な支援が必要ではないでしょうか。不妊・不育に関する相談窓口、ケア体制、これについて伺いたいと思っておりますが、幸田町でインターネットで検索していてもこうした窓口が出てこない。ほかの自治体では、県につながるのか、いろいろなそういうケア体制が行われているわけですね。ですから、その辺のところをもう少しこの支援体制を充実させていただきたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 不育症に関係します相談窓口でございます。県内の多くの市町村におきまして、県が名古屋大学の医学部附属病院に委託している専門相談窓口を紹介しているところでございます。なかなか窓口相談というのは少ないわけでございますけれども、本町につきましても、先ほどのホームページのことについては今後工夫が必要かなというふうに感じた次第でございますが、専門相談窓口の周知をするとともに、保健センター内にリーフレットのほうも実は周知のために設置しております。こういったものをさらに皆様にご紹介いただく努力を重ねていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど4機関のほうを議員のほうがおっしゃられました。不育症対応の県内先進医療実施機関、これは6機関ということで県のホームページに紹介がございますので、こちらのほうを御確認をいただければとも思った次第でございます。

それから、一般不妊治療の年齢制限の撤廃につきましては、確かに経済的な負担がこのコロナ禍の中でさらに増してくるということもございますので、今後、しっかりと一般不妊治療の制限撤廃等については検討を重ねていきたいというふうに思っております。

それから、ケアする仕組み等につきましては、本町においては相談実績は今のところはありますが、相談があればプライバシーに配慮した内容を伺った上で専門相談窓口、県の不育症検査助成事業等を紹介していきたいと思っております。それから、本町につきましては、研修会等があれば積極的に参加し、先進的な取組の事例を確認しつつ今後に生かしたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 一般不妊治療の助成にしましても、54件というような数字も出てきております。これは本当に必要な方たちがこうした補助を受けられて、不妊治療を行っている。不育症についても同じかというふうに思いますので、ぜひそうした支援窓口も作りながら、そして医療費助成についても手当できるようにしていただきたいというふうに思います。

次に、町職員の働き方について伺いたいと思います。

コロナ禍の下で、過労死・過労自殺を引き起こす長時間労働やパワーハラスメントなどが横行しております。業務の集中により、月200時間以上の残業を告発した保健所職員たちの状況は深刻であります。労働基準監督署の2020年度監督指導結果によりますと、対象事業者の37.0%で違法な時間外労働があり、うち月80時間を超える時間外労働、休日労働をさせていた事業者は33.5%にのぼっております。このように今の社会全体では長時間労働等が横行している、こういう中で幸田町の職員の働き方におきましても、長期休職者や中途退職者が増加しております。その原因については、メンタルヘルス不調によるもの、職場に原因があることも言われております。業務や時間外労働の改善、相談体制など、職員の働き方について伺うものであります。

まず、1つ目につきましては、コロナ禍の下で町職員の人事異動が頻繁に行われ、兼務する事態が相次いでおります。一面、新型コロナウイルス感染症対策など強化し、取り組まなければならない状況であることは理解できますが、それが原因で職員が疲弊しては業務が継続できない事態にもなります。人的体制の強化は必要ではないでしょうか。また、中途退職者も増加しておりますが、この問題点について伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 本町におきましては、令和2年2月22日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、必要な対策について時機を逸することのないように、これまで鋭意取り組んでまいりました。また、今年度は新型コロナウイルス感染症の収束を期待すべく、ワクチン接種が始まり、町職員一丸となって対応に努めてまいりました。住民の命と暮らしを守るため、定期の人事異動にとらわれず、日々変化する状況に応じた体制づくりに努めた結果、兼務を始め例年になかった人事異動となったということがございます。

問題点とはということがございますが、非常事態であるとはいえ、土日なくワクチン接種に従事する健康課職員、年度途中において異動となる職員、あるいは減員となる課の職員等、心身の負担等はいかばかりかと懸念するところでございます。

また、中途退職者数でございますが、平成30年度が1人、令和元年度が5人、令和2年度が2人、令和3年度が11月末までに5人という状況でございます。退職の理由がメンタルによるものかどうかということは極めてデリケートな部分でございますが、客観的に明らかなメンタルによる病気休暇中・休職中での退職がこの4年間でそれぞれ1人という状況でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） いずれにいたしましても、今、本当に中途退職者が多い中で、これは病気、家庭事情、そしてメンタルといろいろ状況はあるかというふうに思うわけでありすけれども、しかしながら、このような事態はやはり異常事態と言わざるを得ない状況ではなかろうかというふうに思います。

2018年に成立した働き方改革一括法、罰則付きで違法となる残業の上限を月100時間未満、2か月から6か月平均で80時間、年720時間、休日労働を含めると960時間とし、過労死ラインを容認をし長時間労働にお墨付きを与えた大改悪でございます。

ました。世界保健機関WHOと国際労働機関ILOは、5月に週55時間以上働く長時間労働者は、心疾患や脳卒中のリスクが高まるとの報告を発表いたしました。長時間労働は過労死や鬱を併発するなど、メンタルヘルスなどの原因ともなります。町職員の時間外勤務の状況と長期休職者数、うちメンタル数もありますけれども、これについて伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 平成28年度から増加し続けていた時間外勤務時間数が、新型コロナの影響により令和2年度は減少いたしました。しかし、その実態といたしましては、感染対策や緊急経済対策などによる業務量が増大した部署と、新型コロナ感染拡大によりイベント等の中止や保育を必要とする児童の減少等により業務が減少した部署がございました。令和3年度につきましては、10月時点での前年度比較から、ワクチン接種運營業務を6月に開始し、2会場での運営となった7月から、前年度より全庁的に時間外勤務が増加している傾向にございます。

長期休職者数につきましては、1か月以上の病気休暇取得者数及び病気休暇が90日を超えることとなった休職者数でお答えをさせていただきたいと思います。

平成30年度が19人で、うちメンタルの不調による者が5人、そのうち休職者が2人。令和元年度が18人で、うちメンタルの不調による者が5人、そのうち休職者が3人。令和2年度が21人で、うちメンタルの不調による者が8人、うち休職者が4人。令和3年度が10人で、本年度のことであり、メンタルの不調による者の数につきましてはそれなりにいるわけですが、該当者が特定する可能性がありますので、3年度分の人数については御勘弁をいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ちょっと質問の中で時間外の勤務状況ですね、これは例えば100時間、80時間、それぞれこの超えた人数がどれぐらいあるのか。これをお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 失礼いたしました。80時間以上と100時間以上で、平成30年度から申し上げます。

平成30年度におきましては、20代で80時間以上が11人、100時間以上が4人。30代で80時間以上が10人、100時間以上が5人。40代で80時間以上が17人、100時間以上が4人。50代で80時間以上が1人、100時間以上が1人。令和元年度におきまして、20代で80時間以上が10人、100時間以上が2人。30代が4人と1人。40代が42人と18人。50代は、0、0でございます。令和2年度につきましては、20代の80時間以上が6人、100時間以上が1人。30代が8人と1人。40代が31人と10人。50代が1人と0人。令和3年度におきましては、20代の80時間以上が14人、100時間以上が8人。30代が5人と1人。40代が16人と4人。50代が0人、0人という状況でございます。失礼いたしました。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） それぞれ長期休職者数と残業時間をお答えいただきました。この

中で思うことは、かなりメンタルの職員が多くなってきているということと、それから残業時間、80時間、過労死ラインですね。これを超えてまた100時間、このような職員がたくさんいるわけでございます。こうした状況を放置していいのかという問題であります。こうした状況の中で今年度に入ってから中途退職者が多いわけです。11月末でも1人辞めております。こういう状況の中で職員をつぶしていいのかと。せっかく入った職場に働けないと、こういう状況を作り出していいのかという問題であります。その辺のところを、やはり、これは相談窓口あるいは復帰体制、こういうのがなっていないんじゃないかと思いますが、その辺についてはいかがかということでもあります。

また、幸田町はグループ制を取っているわけですね。部長の下に課長がおり、それから主幹、それから補佐、そしてグループリーダー、このようにそれぞれの部署においてグループ制を取っている。このグループ制を導入したときには何て言われたかというのと、少ない人数の中でそれぞれお互いに応援体制を作るためにグループ制を取り入れると、こういうことを説明されてきた経過があるわけですがけれども、もうグループ制も機能をしない、それぞれの仕事を抱えて、とてもほかの仲間のところへ応援にも行けない、こういう状況が作り出されているのではないのかなというふうに思うわけでもあります。幸田町の定数も、行革の時代と比べると職員定数も増やしてまいりました。増やしてきたけれども、それに応じて、今度はほかに派遣する職員もいるわけでもあります。なおかつ、また会計年度任用職員の採用とか、いろいろそういう手当をしながらでもこういう状況が作り出されてきている原因。やっぱり、これはきちんと分析して、そして手当していかなければならないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 何点かの御指摘をいただきました。

まず、少なからず年度における中途退職者がいるということでございます。その現状については、全て職場の環境によるものということでもないかとは思いますが、それぞれ前向きな目標を持って辞めていった者もおります。しかしながら、少なからず職場環境による者もいるであろうということは推察されるところでございます。その点においてはしっかりケアをしていかなければならないということで、御指摘のとおり使命感を持ったところでございます。

具体的な手だてといたしましては、令和2年度から職員の健康管理体制を強化すべく産業医を2人体制にし、健康相談事業の充実を図っているところでございます。また、人事秘書課において、病気休暇中の職員の職場復帰に向けた対応として、産業医とも連携をいたしております。その他の取組としては、年に1回、職員のストレスチェックを実施しております。高ストレス者については、産業医の面談につなげる体制づくりもしております。業務多忙の中、自分の健康状態と向き合える機会を提供できるよう努めているところでございます。

また、グループ制の関係でございます。よく人事担当へ相談、SOSが投げかけられることですが、正規職員の年度途中の退職あるいは病気休暇や休職に対して、正規職員

でその穴を埋める、補填することは他の課から抜かない限り基本的には無理であり、大変申し訳なく心苦しく思っている限りでございます。その際、私どもがお願いしているのは、会計年度任用職員での補填はもちろんです、課全体で協力し合って何とかのいってくれというのが現実でございます。各課ともグループ制の中、それしか手がないという理解の中で部課長の声かけのもと応援体制を作り、頑張っていたいただいているところではございます。ただ、応援に回る側も、自分のグループの業務を与えられた人員でいっぱいいっぴいのところでやっているというグループもあり、どこかしこに無理が生じるであろうということは懸念しているところでございます。

また、職員の不足についての御指摘もいただきました。職員が足りているかどうかということについては、何をもって、どのような体制をもって足りているか、いないのかという線引きが大変難しいところでございますが、少なくとも人事異動に向けた部長ヒアリングの際に、希望されただけの人員を当てがってあげられていない課が少なからずあるというような状況であるということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 12月議会に職員派遣の議案が出されました。今回は商工会のほうに派遣をするというその議案でございましたけれども、幸田町ではあちこちに職員派遣をしております。この派遣している職員数は今現在何人かお伺いしたいと思います。それから、派遣をした場合、やはりその課の業務量に対して、例えば産業振興課から派遣をするとしたら、1人派遣したら1人きちんと正規職員を対応しているのかとか。その辺のところの業務量に応じた職員配置というのをきちんとやられているか。その辺をやっぱりきちんとチェックしていかないと、自転車操業の中でみんな働いているわけですので、とても休まらないという状況が出てきて、残業も100時間を超える職員が何人も出ているじゃないですか、これを聞くと。特に20代、40代が多い。こういう状況の中で本当に職員をつぶさないためにも、きちんと把握をしながらやっていただきたいというふうに思います。ですので、今現在派遣している職員数をお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 令和3年度におきまして派遣している職員数でございますが、6人でございます。その内訳といたしましては、愛知県実務研修生として県の企業庁と県経済産業局、それから愛知県市町村振興協会、愛知県後期高齢者医療広域連合、J I AM、いわゆる国際文化研修所、それから国の経済産業省へそれぞれ1人ずつ派遣をした6人という状況でございます。

その穴埋めという御指摘もありましたけれども、派遣につきましては年度途中で思いつきでやるものではございませんので、その子が抜けた穴というのは基本的にはいないという前提で体制を組んでという年度初めの措置はしているところでございます。ただ、それがその所管課において穴が埋まっただけで十分かといえば、別問題というところで御理解いただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 前々からいろいろなところへの派遣というのはございましたし、

そうした状況は十分分かるわけですが、でも、たまに聞くときに、派遣した後に補充がなかなかなくて、欠員でやってるよというようなこともボソッと聞いたりするわけであります。ですから、やっぱりそうした不満が出ないように、きちんとグループ制を取ってやっている限りは、応援体制にも入れる、なおかつ業務量に応じた職員配置、この辺をきちんと守っていただきたいというふうに思うわけですが、最後にその点についてお聞きして終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 派遣につきましては先ほど申し上げましたように、年度の初めから計画的に派遣するものですから、それを見据えた体制を年度初めに作っているということはやっております。それが十分かどうかというのは先ほども申し上げましたように、その所管からすれば不十分ということもあるかと思えます。年度初めのスタートに当たっては、各課においてグループ制ということで、十分ではない体制と思う場合も課員で協力のもと1年間頑張っていってほしいということでございます。そういうことで、来年度に向けてもなるべくそういうことを意識した配置を考えていきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時21分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、伊澤伸一君の質問を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今議会、私は、大きく2点について質問をしていきます。先ほどの丸山議員の質問と重なる部分が多くありますが、与党の立場として、正しい政治を行うという立場でお尋ねをしていきますので、丁寧にお答えください。

1点目は、長嶺福祉医療ゾーン構想の見直しについて問うものであります。

本構想は、本年8月の福祉産業建設委員協議会に報告され、計画内容が初めて議会に明らかにされました。その主な内容は、長嶺北部丘陵地5.4ヘクタールを幸田町が買収し、1面の平地を造成し、3種類の用途に供するというものであります。一つは、愛知県厚生事業団が岡崎市で運営している障害者支援施設の移転用地とするもの、藤川の里でございますが。二つ目は、藤田医科大学がコーディネートする介護老人保健施設用地とするもの。もう一つが、多世代の町民が気軽に立ち寄れる憩いの場・関連施設を整備するとして、構想図が示されました。そして、この開発計画に必要な事業費として、用地造成費等で3か年に3億5,000万円を財政計画に計上しているという内容でありました。愛知県厚生事業団が進める障害者支援施設、藤田医科大学がコーディネートする老人保健施設に共通することは、用地は町が造成した上で無償譲与又は永年無償貸与とした上で、建物建設費の補助金が必要ということでありました。さらに、愛知県の開発行爲の許可を得るためには、3つの施設それぞれで許可が必要となり、市街化調整区域であるために、唯一町民が自由に使用できる憩いの場と多世代交流施設及びその関連

施設は許可の対象にならないという説明でありましたので、構想の精度に大きな疑問を抱いたところであります。

そして、3か月後の11月8日の議会資料では、従来の計画では搬出土量が多く、6億円を要す上に期間も長期に及ぶということで、当初の計画図が根本的に変更になりました。軽微な変更ならいざ知らず、原形をとどめないほどたった3か月の検討期間で変更されたことを私は大変危惧しています。2つの施設を共に幸田町に作ることに反対するものではありません。どちらかといえば、あったほうがよい施設と考えています。私が心配するのは、多額の町負担と拙速ともいえる整備スケジュールにあります。3か月前に示された構想が大幅に見直され、今後、さらに変わる可能性があることと示唆されています。全体事業費が把握でき、なおかつ多額の負担を行うことについて町民の理解が得られるまで、計画の進捗を凍結すべきと考えています。

その観点から、これから計画されている施設ごとに指摘をしてまいります。

最初に、障害者支援施設であります。愛知県厚生事業団とは、来月中旬に移転整備に関する協定を締結するとして、協定書の素案が示されました。移転の時期は令和8年3月とし、用地は1ヘクタール程度、町が事業団の施設が存続する限り無償貸与するものであります。岡崎市内にある現在の施設の利用者は、定員60人のところ、町内からの入所者はありません。ショートステイ利用者が1名だけあります。利用者1名の施設の移転が幸田町の福祉施策に大きく寄与すると言えるか、疑問があるところであります。藤川の里が移転しなければならない理由と、タイムリミットはいつまでなのか、現在地での建て替えは不可能なのか、併せてお答えください。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 愛知県厚生事業団としては、老朽化が進む所有施設を順次建て替えるの計画を進めておみえです。藤川の里にあっては、令和元年度に基本設計、令和3年度建替工事を計画していましたが、この調整がうまくいかず、現在では幸田町との協議の中で動いている次第でございます。

協定書の素案には、目標として令和8年3月の整備でございますが、期限の延長にもある程度柔軟に対応すると聞いております。

現在地での建て替えは不可能なのかという御質問であります。愛知県厚生事業団としては、施設運営をしながら同一敷地内で行う場合、グラウンドをつぶして建てる等の敷地上の制約があること。他の施設の敷地を通過して施設に工事用車両を入れることになること。そして、施設の排水処理方法、この排水管が敷地外の他の施設を通っているわけですが、これの変更が必要であること等の問題を抱えており、当地での建て替えは難しいということから移転を計画しておみえです。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） これは、もともとは知的障害者福祉法に改正される前の旧法に基づき、愛知県が建設された施設だと私は承知をしております。その県の責任はどうなるのかなという気がするわけであります。老朽化したら知らんよというのは、あまりにも無責任な気がいたします。

先ほど市町村が援助したケースはないという答弁でございました。岡崎市との協議が

不調になったという説明がございましたが、その理由はどういう理由であったのでしょうか、お答えください。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） その協議の詳細までは申し上げられません、承知しておりませんが、私が伺った範囲で伺った範囲で申しますと、この移転の適地1万平方メートル程度の土地が必要ということで探されたそうですが、そうしますと、やはり今回の幸田の案件でも一つのネックとなるわけですが、開発行為に伴う9メートル以上の接道要件、これを満たす土地を確保することができなかった。これが最大の原因であるというふうに聞いております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 幸田町は、そのためにわざわざ道路を拡幅します。道路が駄目だからということできなかつたというのは、僕は理屈に合わない。それから、隣の東高校、定員が今現在は700人ですかね。昔は1,400人おった。そういうところは今後も縮小していくと思いますので、そういう点では、用地としてはまだできてくる可能性があると思うわけですが、そのようなのをしっかり説明をしていただいて、どうしても駄目だという明らかな理由を示していただかないと、とてもじゃないけど理解ができません。よろしくをお願いします。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 愛知県厚生事業団が、もともとは県立の社会福祉施設の受託経営を主な目的として設立された経過を考えますと、議員が疑問に思われた県立高校の跡地などどうだろうという発想はあるのかもしれませんが、しかし、今回の計画の発想は、障害者支援施設を幸田町に誘致しよう、こういった発想でございます。ですので、現在ある土地で建て替えができないのかとか、ほかの土地で幸田町外で探せばというような発想で取り組んでいるものではございません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 先ほども申し上げましたが、利用者はショートが1人だけです。そこに、60人の施設を幸田町が全てお膳立てをせないかん。その明確な、町民の方から見て理解していただける理由の説明を求めているわけでありまして。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 本町に重度障害の障害者の支援施設はございません。今後、幸田町において、こういった対応を進めていく中で愛知県厚生事業団の持つノウハウ、これは本町の障害者支援施策に大きな力となるものと考えます。今回の施設の建て替えを一つの契機として、チャンスとして捉えて幸田町へ誘致をしたい、このように考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 理由につきましては次に回しておきますが、事業団が必要とする土地の確保にどれだけの時間と費用が必要か、現時点では分かりません。にもかかわらず、協定書は今月中に締結するとされております。先ほどの説明では、タイムリミットは柔軟に対応するというお考えのようでございますので、相手のスケジュールに合わせずに

できる限りというか、こちらのスケジュールで協定のスケジュールも提案をしていただきたい、そのお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 造成の完成の年度については、これは情報交換の中で状況も愛知県厚生事業団に伝えておりますので、協定書に書いております令和8年度が遅れる、このおそれがあることは承知しているということで先ほど申した次第ですが、この協定書につきましては、長嶺北部地区福祉医療ゾーンにおける障害者福祉施設実現のため、愛知県厚生事業団と協議を重ねて、現在、協力していこうということでやっております。この事業を進めていく上で第一段階として必要な手続でありまして、この12月が適期と考えております。厚生事業団も愛厚藤川の里の移転改築に当たり、理事会、家族会への説明や経営計画記載等の事務手続、整備資金調達など、順次進めていく必要がございます。町においても、議会の理解を得て、令和4年度からは、本格的なボーリング調査や実施設計へ入っていく段階となっております。本協定は、基本的協定の位置づけであり、平成30年度末からスタートした事柄の両者合意事項として、必要最低限の事項を列記したものでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 幸田町には幸田町の都合があります。先方は理事会、家族会等があるということでもあります。町は、やはり議会の同意も必要ですし、町民の理解も必要です。それが必要であると思います。協定を締結するということは、事業着手を双方で確認することと同じこととなります。事業団から県へは、令和元年12月頃に幸田町と移転協議を進めると報告をされています。同じ時期に建築された小中学校の校舎など、町施設は幾らでもあります。その更新計画も決まっていけないのに、議会には1年以上説明もなく、すぐに協定書を締結すると言われても、同意できるでしょうか。これは、私は先送りすべきだと思います。もう一度、改めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 平成30年度末から始まった協議の経過が具体的には、今まで議会等への報告が十分なされておりました。この点は深く反省をしておりますが、この協定書の締結タイミング、これは、この12月で行うことが最終的に、事業達成のために必要なタイミングである、このように考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 何が何でも進めていくというお考えだと受け止めました。パンドラの箱を開けるものであると申し上げて、次に、介護老人保健施設についてお聞きをいたします。近隣の老人保健施設で、自治体から土地の提供、財政援助を受けて建設されたものがあるかどうか。あれば、その概要をお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 近隣において、自治体から土地の提供や財政援助を受けて建設された介護老人保健施設は、ないものと承知しております。

調査をしましたのは日進市のリハビリス、こちら、市単独補助金はございません。江南市フラワーコート江南、こちらもございません。現在、東三河広域連合で調整をして

おります施設についても、市単独補助金等はありません。唯一、安城市のさとまちさんが、これは市の担当者のほうから、特別養護老人ホームに対して県補助金の10%を市が補助する要綱があったので、それを適用したかもしれないがということですが、実は詳細が、まだつかめておりません。

以上です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 介護老人保健施設は営利企業であります。これは、それに対して土地の無償譲与、建設補助など、恐らく例を見ない、今のお答えであるとおおり、ほかには例がないと思います。そこまでして誘致する必要があるのでしょうか。特定の企業に異例かつ破格の便宜を図るには、便宜に見合う必要性、町民のメリットなど、それが絶対になければなりません。それを分かりやすく説明してください。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 本町が目指します地域包括ケアシステム、これは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みであり、老健は、病気やけがで入院して、症状が安定した高齢者が、その後の自宅での生活が難しい場合、在宅復帰を目指すための施設であることを考えると、これが町内にあることにより、地域包括ケアシステムの充実につながるものと考えております。幸田町にはない介護老人保健施設ができ、身近に利用できることが一番のメリットになるものと考えております。

また、施設整備とともに、専門職の配置による地域包括ケアシステムの参画により、今後増加する高齢者の福祉施策推進につながることを考えられます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 老人保健施設が近くにあることは、これは大変よいことであります。ではありますが、町費を投入することとは直接関係はないと思います。ほかの老人保健施設同様、全て自前でつくりたいという事業者があるかどうか。この施設については医療連携が不可欠ですので、公募よりも地元医療機関等に進出意向を調査する、そのことが先決ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 令和元年度第1回西三河南部東圏域保健医療福祉推進会議におきまして、幸田町内での老健施設100床であります。この整備枠を承認された経過がございます。この会議におきましては、医師会長、地元医療法人代表者が出席をしておきまして、医師会として、幸田町内における老健整備について承知をされております。地元医療機関等から公募に関する事前相談等があれば、対応していきたいというふうにご考えておるところであります。

それから、なお、さきの協議会の席で御質問いただいた、町内の岡田病院に関しましては、過去、これは平成10年ということで、かなり前でございますが、町内北部地域の将来を考える地元団体との間で、福祉的施設の可能性について協議を行った際、岡田病院に対しまして、その意向を確認した経緯がございます。このときのコメントとしま

しては、施設の可能性に言及された上で、先生の紹介等、協力はしていきたいが、病院として進出はしないとの意向をいただいた経過がございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 老健は、単独施設では、整備・人員基準等で経営メリットが少なくなります。町内には、先ほども言われました岡田病院があります。医療法人と関係の深い特別養護老人ホームもあります。その方たちや医師会に、早急に確認されませんか。それにより課題もはっきりしてくる気がしますが、どうでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 老健につきましては、あくまで公募の手法を取ってまいるといってございます。事業実現のため、諸条件に関係します意見交換は、藤田医科大学をいわゆるコーディネーターとして行っているところでございますが、今後、公募の前に、医師会、近隣民間病院等に関連づけ、意見交換の場を持つことも、必要に応じて検討することもあるのかなとは思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ぜひ早めにやってください。それから、岡田病院は、もう20年前の話で、介護保険が施行前の話だと思います。この医療との併設によって、本当に経営メリットが出てくるわけでありますので、ぜひ新しい協議をしていただきたいと思えます。

このことで私は、開業医の先生に意見を聞きました。藤田医科大学がコーディネートをしていることをその先生は心配をされました。藤田抜きで検討するようにアドバイスをいただきました。老人保健施設は、ほとんどが地元にある医療機関の法人の経営であります。連携協定があるから、とにかく藤田ファーストは理解できません。理由が、医師会が納得する形でなければ、医療行政にプラスにはならないと思えます。藤田医科大学策定の構想は、問題が多々あります。老人保健施設は全て自前が原則、土地譲与、補助金ありでの誘致が既定路線化して進む懸念があります。

本当に進めたいなら、連携協定はそのまま構いません。この藤田大学ではない、この老健の誘致については、コンサルタントに変えるべきではないでしょうか。お考えを、お尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 藤田医科大学とは連携協定にあります、地域包括ケアシステム構築に関する医療・介護の連携拠点の設置運営に関することとしまして、老人保健設置に向けてサポートいただいております。今後の公募におきましては、老健設置の整備に合わせ、町の地域包括ケアの連携について、ともに考えていただき、地域に根差した施設として御理解をいただける事業者の方に御提案をいただきまして、整備運営をお願いしたいと考えております。その中で、本町に精通した地元の医療法人や社会福祉法人に手を挙げていただければと考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 私は、順番が逆だと思います。先ほども申し上げました、自前で全てやられておるところばかりであります。この藤田の提案では、土地は無償譲与である

と。なぜかと考えたら、土地を担保に入れて、借金をするというのではないかなというふうにも勘ぐるができるわけであります。そこら辺が私は、とても疑問であるところであります。

それから、もう一つの施設が「こうた健康ヒルズ」であります。これは、開発許可が受けられないというふうに伺いました。この全体構想の計画から除外するというふうに理解してよろしいでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 年度初めにありました土地の無償譲与の話は、既に私のほうから先方には、それは受けられないとお断りをしました。ですので、基本的条件は、障害者支援施設と同じ無償貸与であります。

続きまして、「こうた健康ヒルズ」の件であります。この理念は、長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備の根幹をなすものでありまして、地域とともに描いてきたものであります。開発の対象とならないものですから、そのとおり実現はできません。ただ、目指すべき目標としては、持ち続けたいと思います。

具体的には「こうた健康ヒルズ」で示された施設の一部、地域交流施設とか宿泊施設、産地直売所等ではありますが、これをそのままの名称、機能では無理でありますので、介護老人保健施設の一部として、必要な施設としての整備は、可能ではないかと考えております。

例えば、公園としての整備ができなくても、屋外のリハビリ施設としての広場や散歩路、施設の一部屋を地域交流の場にすることや、食堂兼カフェでの対応ができないか、こういったことを検討していきたいと考えております。

また、介護老人保健施設における農産物直売所を通じた作業療法や、障害者支援施設での障害者施策の啓蒙活動としての農福連携、こういったアイデアも温めておるところであります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 農福連携、大変結構であります。あの地にやるのは筆柿団地もあって、それはそれなりの意味があるかなと思っております。

しかしながら、この障害者施設、あるいは老健に、この機能を持たせるということは、それは、その部分は、必ず町に負担が求められます。その覚悟がなければ、とてもじゃないですけど、そんなことしてもらっちゃ困るわけであります。

先ほど調整監、土地は無償貸与だと、そこまでは前進をしたということではありますが、病院本体と同じように、何年後に買い戻していただけたらとか、そういう話はできておりますでしょうか。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） まず、1点目の「こうた健康ヒルズ」の構想の実現についての町の負担ではありますが、これは議員御指摘のとおり、必ずあるものと考えております。その形態が建設費負担金なのか、事業委託料として維持管理費負担金として発生するのか、ここは考えどころであります。現段階、私の中では、建設負担金というのは、その建物の中に幸田町の権利が存在することになりますので、先々を考えま

すと、あまり適当でないのかな、こんな感覚を持っておりますが、今後、詰めてまいります。

なお、買取りの話であります。それにつきましては、まだ話題に出たという程度でございます。永年の無償貸与という条件を提示した折にですね、経営状況によっては買い取るという道もありますよという、まだその程度であります。

以上です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 基本的には、全ての老健は、土地は自前でやって、それで経営が成り立っておるわけでありますので、工夫をして、そこでやりたいという方をまず探すべきではないかと思えます。やはりこの特別な便宜を図っていくというのは、相当な理由がなければならぬというふうに思えます。そして、今回のような巨大なプロジェクトでありますけれども、それらについては、情報を出しながら構想を進めていくには、概要を広く町民に情報提供すべきではないか、そういうふうに考えております。そのお考えを、お尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 愛知県厚生事業団との協定締結や老健事業者の決定、それからボーリング調査結果、実施設計の完了等により、介護老人保健施設の設置、愛厚藤川の里の移転改築等の実効性が担保できたところで、町民への情報提供を進めたいと思えます。また、事業進展のポイントになるタイミングで、適宜、情報発信をしていきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 次に、この開発に伴ってですね、坂崎長嶺2号線の拡幅が必要とされております。現在の交通量はどれだけでしょうか。

それと、この開発に伴う交通量の増は、ほとんどが職員の車両と予想がつきます。交通量4,000台で計画される道路は、明らかに過大設計ではないかと思えます。お考えをお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 坂崎長嶺2号線の現在の交通量は2,756台でございました。これに社会福祉施設及び老人保健施設の福祉ゾーンと東山の工業団地整備、これが完成した後の将来交通量予測は3,950台であります。本路線は、現状でも、そして将来的にも、北部地区の東西軸を形成する道路となっております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この道路につきましては、交差点は、どこも危険なものになると思えます。坂の途中になったり、T字路になったり、そういう道路であります。通過交通は、基本的には県道体系で処理すべきだと思います。本路線に通過車両を誘導することになる道路の拡幅は、本末転倒の気がいたします。この予定どおり改良される場合の概算事業費は、いつ積算ができるのでしょうか。それをお答えください。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 町道坂崎長嶺2号線は、1級町道でありまして、

幸田町土木事業実施要綱にて1級町道の定義として、一般国道と県道を連絡する道路とされております。今回の改良は、通過交通を誘導することが目的ではなく、1級町道の本来の目的である国・県道の連絡について、見通しの悪いカーブや危険な交差点で構成されている路線をより安全な線形に改良し、歩道も設置することにより、円滑な交通処理、安全対策につながるものと考えております。

なお、概算の事業費であります。実は、この路線の大きなポイントの一つに、一番路線の東端、東野の交差点への接続がございます。これにつきまして現在、河川横断部の構造検討、長嶺集落から東野交差点に接続している坂崎長嶺1号線の接続方法などを詰めております。この部分、本路線の大きな計画のポイントとなりますので、事業費算出のため、もう少し時間をかけて慎重に検討いたします。何とか2月の協議会を目指して概算事業費をつかみたい、このように事務を進めております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 頑張ってください。先ほど丸山議員の質問に対して、この地域の開発は土地利用基本構想に基づくものだという説明がございました。これは、いつ正式なものとなったのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 議員が申される正式なものというのが町総合計画へのひもづけでありましたら、第6次の総合計画へのひもづけは、まだされておられません。私が捉えておりますのは、令和2年2月に協議会で報告された幸田町土地利用構想の検討状況について、そして、これを受けて役場庁舎内で、将来土地利用構想（町全域）という資料で確認をされたものであります。それを受けて総合計画の下位に存する計画は、この土地利用構想に準じた計画に変更してございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この件について、私は前に、担当に確認をしましたところ、まだ正式な計画ではないと。事にはなっていないよと。次回の総合計画に合わせて認知されるものだというのが言われておるわけでありまして、この理事者、当局のお考えが一つにまとまっていない、そういう気がするわけでございます。タイヤの右左、それぞれ勝手に都合のいいように回転をして止まったり進んだり、そういう気がするわけでありまして。そこら辺、特に私は心配をするわけでありまして。今までお伺いをしておると、言い方は悪いかもしれませんが、このお金の分からない問題がいろいろある中でも、やっぱり視界不良でも、何が何でも予定どおり突き進むというお考えだと私は受け止めさせていただきました。

次に、町長にお伺いをいたしますが、障害者支援施設、介護老人保健施設を誘致することに私は反対しているわけでありませぬ。施設進出に伴う最低限のインフラ整備、地域住民との調整や土地の取りまとめなどに協力することは賛成であります。進めていただいても結構でございます。問題なのは、幾ら予算が必要なのかも分からないまま、また、将来にわたって負担し続けなければならないランニングコストも示されないままに、事業が進みつつあることに私は心配をしておるわけでありまして。今なら、まだ立ち止まって考え直すことができます。厚生事業団と藤田医科大学に理由をはっきりと説明し、

長嶺開発構想は費用試算ができるまで、一時凍結すべきと私は思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 長嶺北部地域ですね、この障害者支援施設であります藤川の里、重度障害者施設であります。そして、介護老人保健施設を誘致していく。ほとんどの方は、ただ誘致する、ないよりは、この施設があったほうがいい。これは、ほとんど御理解がいただけると思っております。しかし、今、議論しておるのは、これを今後進めていく、特に実効性をこれから担保しようといくときに必ず負担増、しかも、今の段階ではですね、かなり大きな財政出動を伴うということについては、しっかりと議論していかなくてはならないと思っております。

この藤川の里の施設と介護老人保健施設は、やはりゾーニングをしていく以上、一体となって整備しなくては、私はないと思しますので、前進はしていきたいと思いますが、まず、この藤川の里、これについてもですね、私も大変危惧するところがありましたけれども、岡崎市の首長さんが交代もされまして、前任の方とお話もさせていただいて、新しい岡崎市長さんも、つい最近、話をさせていただいて、岡崎市さんで、この藤川の里をもう一度、その場所ではなくて、岡崎市さんで立地する考えはありませんかというような話を、藤川の里の理事長さんと一緒に行かせていただいたのがつい最近であります。そのときに、幸田町として誘致を進めてくださって結構であるという表現の言葉をいただいております。岡崎市さんとしては、地元でまた慰留するという可能性はなくなりました。

この重度障害者施設については、手をつなぐ育成会だとか様々な町内の障害者団体の方から、やっぱりグループホーム、民間でたくさんできてきたけれども、こういった施設は愛知県に5つあるうちのひとつが今回移転するので、なるべくこういった幸田町としても、人口が伸びる町としても、社会施設整備の一つとして、また、一つの形として、整備できるといいがなという要望はいただいております。私もお話のありましたように、何も強引に、すごいお金をかけて進めるということについては、この藤田医科大学さんがコーディネーターいただく、これは先ほど部長からお話ありましたように、医療・福祉の連携を大学病院とやっておるので、その関係もあるということは御承知いただきたいと思っておりますけれども、やはりこれから公募をしてときに当たって、今現在でも、なかなかこの公募に参加していただける方々は、もちろんこれから町内の医療施設だとか、もう一度、再度、そして医師会の方々、声をかけてみますけれども、今の現状で、とても難しいと思っております。

しかしながら、やはり幸田町はこういう形としてですね、介護老人保健計画に位置づけております介護老人保健施設をやっぱりこれからの高齢者、介護時代を考えると、あったほうがいい。そういった中で、この取組を考えていくということにおいては、進めたいと思っておりますけれども、やはりこれを実現させる上で、実効性を確保する上で、先ほど言いました藤川の里への負担金が1,000万円以上だとか、その土地は幸田町が整備して、その上に上物が建つ。老健についても同じような話が出ておるわけですが、これを具体化していく段階において様々な、前途多難ないろんな事案が、課題

が起きてくると思っております。

そういった意味で意見交換の場だとか事業の精査、そして、なおかつ県のほうにも再度確認しながら、いろんなメニュー等々を考えながらですね、御納得がいただける、かつ、この施設が幸田町の将来のためにも、あるべきだというような議論に湧き上がるように、もう少し精査をしながら具体的なことが出ていき次第、しっかりと説明をしていきたいと思っておりますので、現在の段階で、この想定以上の額が出ておるので、これをこのまま強行していこうとかそういうことはありませんし、当然、町民の皆様、そして議会の皆様、この意見の反映の上で結論が出るというふうに認識しております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 町長の慎重なお考えをお聞きいたしまして、少しほっといたしました。全体の事業費が、高額な試算が出た場合、この場所にこだわることなく、安く、早く、容易に開発できる適地を町内で探してみたいかでしょうか。そのことが、この立地への一番の近道だと思います。そのお考えがあるかどうか、それをお答えいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） まずは、この当地域で、地域の方々と一緒になって、この形をある程度進めてきたので、これはどこまで行けるかということのレベルアップはしっかりやりたいと思っておりますけれども、駄目なら駄目で、やっぱり障害者の方々の重度障害施設がですね、藤川の里から幸田町に受け入れたときに、やっぱりあんまり離れたところに設置するのは、その施設に入所されている方々も含めて、とても迷惑がかかると思っておりますので、この辺は、近い位置が長嶺の北部、坂崎の北部でありましたけれども、当然ですね、実現を進める上でですね、違う立地の可能性がもしできれば大至急、方向転換をして、そちらに向けていくと。とにかくつくりたいということにおいては、皆さん方にも、ある程度理解が要るので、そういった方向性については決して、もうこれ一本ということではありませんので、よろしく願います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 藤川の里の移転用地は、1ヘクタールで結構だということのようでもありますので、ぜひ柔軟なお考えで進めていただきたいと思えます。

次に、大きな2点目の質問に移ります。

幸田町都市交通マスタープランの中間見直しが行われ、幸田町の都市交通の課題を大きく4項目にまとめられております。そして、今後の目標を新たな視点として幾つかの目標が定められ、これに基づき施策が展開されております。自由に移動できる交通環境の整備の具体的施策として、郊外地域から拠点施設への町民の足として、藤田医科大学、岡崎医療センターへの直行タクシー、豊坂学区でのデマンド型乗り合いタクシー「チョイソコこうた」の社会実験が行われています。それも、来年も引き続き社会実験を行うことに私は疑問を感じております。そこで、お伺いをいたします。

マスタープラン見直し後の会議は、開催されたのでしょうか、まず、それをお答えいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 令和2年7月の幸田町都市交通マスタープラン改訂後に、令和2年度におきましては、庁内交通会議、また交通ネットワーク研究会を、各1回開催をしております。また、名古屋大学との会議を2回開催をしております。令和3年度ですけれども、庁内交通会議、交通ネットワーク研究会を12月に予定をしております。

名古屋大学との会議につきましては、2回実施をしております。主な内容でありますけれども、令和2年度の庁内交通会議におきましてですが、この会議におきまして、各事業の実績報告の課題、それから次年度以降の計画等について話し合いをしております。

主な内容としましてですが、藤田乗り合い直行タクシーについては、現状のまま実験を継続することを基本とし、ルートの変更ですとかデマンド化、減便など検討していくという話し合い、意見がありました。また、エコたんバスについてですけれども、利用者から、車両の小型化も考えられますが、スクールタイムの課題もあるというようなことを話し合いました。

また、交通ネットワーク研究会におきましては、地域公共交通会議設置に向け準備を、動き始めたということをお報告しております。

また、名古屋大学との会議につきましてですけれども、エコたんバス、藤田乗り合い直行タクシー、チョイソコこうた、助け合いカーは、それぞれ役割分担を持って進め、その中で費用対効果を検討しながらブレンドを変えていくイメージがよいのではないかと、また、今後、デマンド型の利用を見ながら、エコたんバスの再編を考えていくのがよいのではないかと。それぞれの手段ごとに対象や役割を整理し、また、チョイソコを利用している人が、その評価といたしまして、今まで外出をしていなかった人であれば、たとえ外出をされるようになった方が少人数でも、非常に大きな価値があるのではないかとというような御助言等をいただいております。

内容につきましては、以上です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 1人運ぶのに藤田直行タクシーは2万2,000円、チョイソコは1万5,000円かかっておると報告されました。これを現状のまま1年、またやるよという庁内会議で方向が示されたということで、本当に真剣に考えておられるのかどうか、私は疑問に思うところであります。また、これを来年度の社会実験の目標がタクシー料金と比較して、タクシー料金並みに、利用者を増やすことによって、1人当たりコストを下げる。その目的自体が根本的に、私は間違っておると思います。何か意味があるのでしょうか、お答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 11月の協議会におきまして、タクシー料金と比較して報告をいたしました。このことについてですけれども、費用対効果という側面におきまして、タクシー利用との比較を出したものでございます。これは、できるだけ経費を低く抑えていきたいということでの比較をさせていただいております。費用対効果を考えるということは、事業を実施していくことにおきまして重要であるということは思っております。しかし、公共交通におきましては、交通弱者の救済ということで、行政サービスの重要な役割ということも考えておりますので、民間では利益の出ない事業に取り組むと

いうことであります。

また、その費用とサービス、こういった両輪のバランスをどのように取っていくかということを考えていかなければならないというふうに思っておりますが、交通弱者の方々の利便性を図ることがまず第一でありますので、そのことを主眼に置きながら交通の在り方を考えていきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ちょっと理由がよく分からんわけでありましてけれども、社会実験をやられておりますけれども、これが本当に、必要な人が必要なときだけ使われておるのか。その把握ができていないのが実情だと思います。私は、社会実験をやめるといって、そういう社会実験をやることによって、本当に支援が必要なニーズが把握できるのではないかと思います。当然、苦情は来るとは思いますが、そのことにより必要性ははっきりしてくる。それを将来展開していく上の重要なデータになると思っておりますので、このニーズ把握のための社会実験をやめるとのことについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 令和元年度に幸田町都市交通マスタープランの中間見直しをいたしまして、計画に沿いまして、令和2年度から様々なモビリティをブレンドして、どのような交通システムが町民の皆さんに受け入れていただけるのか、地元のタクシー事業者様をはじめ交通事業者や関係団体の方々と取り組み、何が効果的であり、サービスと負担のバランスの取れる、最適化を見いだすための社会実験を行っております。公共交通の全体を見ながら、バランスの取れた持続可能な交通体系を構築してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今おっしゃられましたバランスの取れた体系、これは負担とサービスの提供具合、そのバランスもしっかり取っていかれるべきだと思います。

この相見駅が開業したときに、町内から全てのバス路線が廃止をされたときには、ほとんど問題が起きなかったと思います。前例がありますので、本当に困る人にはタクシー割引券の交付などの対応策をあらかじめ用意した上で、思い切ってやめてみることを私は提案をいたします。

次に、地域公共交通会議で今後詰めていかれるということですが、その方向性と、どのような頻度で会議を開催されていくのか。それをお答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 地域公共交通会議の立ち上げにつきましてですけれども、現在、その立ち上げの時期が遅れていることは大変申し訳ないと思っております。この会議ですけれども、年に2回～3回を予定しておりますので、議案が生じた際は、必要に応じて開催をまいりたいというふうに思っております。

構成の方々でありますけれども、学識経験者の方、また、交通事業者の方からと、それから住民等利用者の方々、それから行政の方というふうに、それぞれの方々から委員になっていただきたいというふうに思っております。その会の中で、幸田町の総合的な交通政策の策定と推進、また、利用者負担についても協議、また、国の補助金等の調査

を進めて、持続可能な交通システムの構築を目指したいと考えております。

先ほど御提案いただきましたタクシー割引券の交付、こういったようなことも、いただきました御意見も、この会議の中で協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 定期的に正確なデータを提出し、課題と論点を整理しながら、会議を運営していただきたいと思います。

次は、副町長にお尋ねをいたします。

交通問題は非常に複雑で、完璧なシステムをつくることは不可能であります。都市交通マスタープランの見直しで、幸田町の交通課題と新たな視点が盛り込まれました。この目線からだけで事を進めるのは、財政面で大きな負荷がかかります。利用者調査を見ても、買物と通院がほとんどを占めています。買物は、過疎地では移動販売が取り入れられて、人ではなく物を動かすシステムができています。最大の交通弱者は子どもです。送迎などで困ったときは、ファミリーサポートセンターで援助会員が助けてくれます。このような福祉タイプのシステムを全世代に対応できるものに育てながら、一つの都市交通システムにまとめ上げるには、しっかりとしたまとめ役が必要であります。

福祉部門と交通部門を調整していく、その役割を果たすのは副町長以外にはないと思いますが、リーダーシップを執って、まとめていかれるかどうかお考えを、お尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） この際、理事者に申し上げます。答弁時間が残り少ない状況でありますので、簡潔明瞭にお願いをいたします。

副町長。

○副町長（大竹広行君） それでは、答弁時間がないということですので、まずは、重要な事項につきましては、各部長で調整をさせていただきまして、その調整がつかない場合につきましては、私のほうが入って調整をさせていただきたいというふうに思っております。今までもこのような考えで進めてまいっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ぜひ先頭に立って進めていただきたいと思ひます。このような問題は、トップダウンよりも本来はボトムアップ、下からの積み上げで出していくのが一番効率的だと思ひます。その観点で頑張りたいと思ひます。

交通弱者の移動ニーズを希望されるままに全てに応えることは、財政面で絶対に不可能であります。車を持っている人は公共に依存することなく、ほぼ100%自分の費用と責任で移動の確保をしている。その費用は車両償却経費も含めると、年間20万円程度は用意していると思われまひます。その方々が納得していただける範囲で、交通弱者への支援策を構築していかなければなりません。納税者、町民の理解が得られないシステムは、必ず破綻します。最後に、町長にお聞きをいたします。

えこたんバス、障害者と高齢者向けの福祉タクシー助成、そして、社会実験中の藤田直行とチョイソコこうたをうまく組み合わせ、代替施策があるものは多少不便になつて

も、そちらに誘導し、利用者からも応分の負担をしていただき、今後さらに確実に進む超高齢社会に向けて対応できるような、持続可能な移動手段の確立が必要と思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今、御発言ありましたように、今後さらに進んでいく高齢化社会に向けてですね、対応できるような様々な施策に取り組んで、持続可能な移動手段等を進めていきたいと思っております。全ての町民に、公平に扱うような移動手段を、うまくシステムとして成り立たせる、とても難しいなと思っております。名鉄バスもなくなりました。でも、名鉄バスなくなった人、利用していた人から見ると、やっぱり不便さを感じておられて、正直、我慢をしていただいて、私にとっては町民の方々が、新しい公共交通システム、デマンド的な小型タクシーだとか、そういうものを町が廃止をせずに、もう我慢してしまう。やめても、もちろん皆さん我慢されて、こういうものだと思うかもしれませんが、そういった方々にも、どうしてもやっぱりいろんな施設、病院等に出かけて行って、やっぱり健康の確保等々、そして医療の確保等々してもらいたいなと思うのが本音であります。

しかしながら、このコロナの中で人の心理が本当に分からなくなりました。そういった利用的なタクシーがあるのにもかかわらず、ちょっと出歩くと感染してしまうだとか様々な場面で、この社会実験という期間がありながら、そこには2年間にわたるコロナというものが本当に、その数字として反映しているかどうか、正直分かりません。しかしながら、これを社会実験として継続していくことには無理があります。そういったところをしっかりと見極めながら何らかの形で、今後の対応を見極めたいと思います。

以上です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 理事者のほう時間がなくなりましたが、私の時間はまだ若干ありますので、時間いっぱい、私の考えを述べさせていただきます。

今後、地域公共交通会議等で検討される上で、私がちょっと思ったことを申し上げておきたいと思っておりますので、参考にしていただけたらと思います。

藤田医科大学医療センターが最も近い総合病院というのは、これは、正しくはありません。町の南西部は、隣接市の市民病院のほうが近いです。相見駅からだけで判断するのは正しくないということを申し上げます。

チョイソコの上位3人ですが、その上位3人とその関係者で利用の半分を占めております。3人の足として500万円が使われているという、この事実がありますので、ここはしっかりと押さえておく必要があるかと思っております。また、その3人の方ですけれども、お2人は、福祉高齢者タクシー、障害者タクシーの対象者と思われれます。これをどのように分析をして、今後の制度設計に生かしていくのか、そこら辺も検討課題としていただけたらと思います。現実には、えこたんバスとチョイソコの停留所は、大部分が兼ねておられます。このえこたんバスのショートカットが実際の、このチョイソコだと思いますので、そこら辺もよく理解をしていただきたいと思います。

それから、須美と永野の方の利用が少ないのは、生活圏が、隣接地との関わりが深い

からと思われます。そうした方々は、えこたんとチョイソコでは移動できませんし、取り残されたままになります。そういうこともございます。それから、チョイソコ実験地域を拡大すると、豊坂利用者の増加が予想されます。全町での実施の圧力が一気に高まるおそれがあります。対応を間違えてモンスターを生み出してはならないと思います。相見駅は、町外とのゲートウェイとして、全額町費でつくった駅であります。そこからショートカットする相見駅直行便はいかがなものかと。必要なか、必要ないか、そこからはしっかりと議論をしていただきたいと思います。

いろいろと意見を申し上げましたが、私は、いつも住民税は、住んでいる町から受ける様々なサービスに対して、その対価として徴収されるものと申し上げてきました。その税金の使われ方が気に入らず払いたくなくても、強制的に徴収されるものであります。基本的には、今でも税金の仕組みは変わりませんが、大きく変わったのが、ふるさと納税であります。町民から納得されない人に税金が浪費されても、今までなら文句を言いながら、渋々払わざるを得ませんでした。そのような人たちは、ふるさと納税制度で、しっぺ返しが可能であります。ほかの町に寄附をし、気に入った返礼品をもらった上、丁寧な礼状がもらえる。この流れが加速したら、行き着く先がどうなるか、あえて言うまでもないと思います。まちづくりに町民の理解と協力を得て進めていかなければならないのは当然のことです。

今の小学生は、30年後には収入の9割を、私たち年寄りを中心とした社会保障のために使うことになるというふうに言われております。「過ぎたるは、なお及ばざるがごとし」、過大なサービスは一見よいことに見えても、実は害になることをいさめたことわざであります。サービスの恩恵を受ける人も、受けない人も、それを支える人も、それぞれが納得するものとされるようなシステムを構築していただく、それが大変重要だと思っております。くどいようですが、重ねて申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時33分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、田境毅君の質問を許します。

1番、田境毅君。

○1番（田境 毅君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問いたします。

まず初めに、1点目のテーマです。再生可能エネルギーの普及と脱炭素社会実現の促進についてであります。

自動車のふるさと愛知県の中でもトップレベルの製造出荷額を誇る幸田町において、自動車産業の持続性を高める選択肢を育み、雇用を守り、産業基盤を強くするカーボンニュートラルの実現と、グリーンリカバリーを通じた地域経済の活性化、魅力あるまち

づくりが必要と考えております。こちらは、去る9月1日に、2050年カーボンニュートラルを成し遂げるための愛知県の要望書に書かれた内容でもあります。

2021年11月16日の日刊自動車新聞によりますと、同年4月～9月のトヨタとホンダの電動車販売台数は、新型コロナウイルスをはじめ外的要因が影響したものの、トヨタを中心に、国内、海外とも、ハイブリッドを除き増加傾向であります。世界販売台数は、トヨタが133万9,000台、ホンダが26万5,000台余り。FCV（燃料電池自動車）に至っては、世界販売3,000台と規模は小さいものの、前年同期比で500%を超えており、関心の高まりを感じさせられるデータとなっております。令和4年度当初予算編成方針の項目、次世代型行政サービスの実践について、特にインフラ整備を中心に、具体的な取組を問うものであります。

初めに、愛知県水素ステーション整備・配置計画の概要などを伺います。

愛知県が行ったEV、PHV、FCVの普及に係る意識調査結果では、水素ステーション数、この問いでは「非常に不満」と「やや不満」を合わせると10人中9人、90%。水素ステーションの営業日、時間の問いでは「非常に不満」と「やや不満」を合わせると10人中8人の、およそ82%が不満ということになっております。FCV（燃料電池自動車）ユーザーの水素ステーション満足度は、非常に低いことが、このデータから分かります。これは、燃料電池車を不自由なく使用できる環境整備が大きな課題になっているということが言えるかと思えます。

2015年に燃料電池実用化推進協議会、略して、これFCCJという組織になりますが、こちら策定したシナリオがあります。これは県のほうが動いておりますが、2015年の稼働数、水素ステーションが9基あったものをその当時、2015年の年度末までに11基に追加し、年度末目標を合計20基、その後10年して、2025年度末には100基程度、これは全国が1,000基という設定を行っておりますので、その1割に設定をされております。愛知県内のFCV（燃料電池車）普及目標については、2025年度累計台数が20万台達成。これは全国の200万台の1割に設定をされておりますが、そういった目標値がその当時、出されております。先ほどの11月16日の新聞報道では、2021年度上期の世界販売台数は、合計で3,000台、うち国内販売は1,000台ですので、その当時のシナリオとは大きく乖離をしていると言えます。

2021年9月17日時点の愛知県内の水素ステーションマップでは、愛知県北西部を中心に、幸田町周辺の自治体では整備中も含め未設置が多く、一般の方が燃料電池車を所有できる環境にはまだ遠い実態であります。本町の目標値は、まずどのようかを伺いたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 地球温暖化対策といたしまして、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す方向へ大きくかじを切りつつある中、将来的な自動車からのCO₂排出ゼロを目指すためにはエネルギーの脱炭素化と並行して、走行時にCO₂を排出しない電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の普及の加速が必要であります。

そこで、愛知県では、2030年度のEV、PHV、FCVの普及目標と、その達成に向けた取組の方向性を示すために「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」を昨年度末に策定しております。

それによりますと、現在、愛知県の水素ステーションの箇所数は、全国第1位であります。水素ステーションにつきましては、現在県内に32基設置されており、2025年度の目標が100基となっております。しかし、本町内には現在はありません。また、近隣では、岡崎市に1か所、蒲郡市に1か所ございます。県のプランには、本町への設置目標というものは示されていないわけではありますが、県内目標を100基から案分いたしますと2025年度には、本町内には最低1基を目標とするということが適当というふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 面積から試算した場合には、本町内には1基必要になるということでもあります。現状は、まだ未設置ということですので、これがないということは、何らかの障害があるということだと思います。

次に、幸田町でのこれまでの取組及び普及に向けた課題などを伺います。愛知県内の水素ステーション整備・配置目標は、西三河地域で見ますと27基程度とされております。現状では大きな乖離があると思います。今後の取組を伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員のおっしゃるとおり、県の策定したプランでは、2025年度の西三河地域の水素ステーションの目標は27基であり、現在は9基と大きな乖離がございます。

水素ステーションの整備に向けた本町の取組といたしましては、現在、特に積極的には行っておらないというのが実情であります。県策定のプランでの水素ステーションの整備促進に向けた取組については、国、県、市町村は、地域住民向けの啓蒙・普及や、移動式水素ステーションの活用などの普及啓発・理解増進活動が求められており、民間企業は、水素ステーション建設コスト低減のための技術開発や、水素価格低下に向けた技術開発、供給網の構築が求められております。

民間企業における設置に向けた課題としては、高額な整備費や運営費が挙げられます。設置費は、平均で3.3億円、国や県の補助を活用しても、事業者負担は4分の1の8,000万円以上が必要でございます。現在、西三河には9基設置されておりますが、2025年の目標27基となると、3倍ということになります。本町といたしましては、まずは水素ステーションに対する認知度向上のため正しい情報を提供し、知ってもらうことに、まずは取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 現状、課題としては、そういった金額が事業者としても、かかるということでもあります。これ事業者個人に関係なく、燃料電池自動車を所有できる環境には、まだまだないという実態があるかなというふうに考えております。

次に、計画の推進における幸田町の責務及び具体的な取組などを伺います。

各主体の役割が愛知県から示されております。市町村の役割としては、主に車両や蓄

電池、給電に対するユーザーの認知度、関心向上の促進、率先導入働きかけとされております。これらを踏まえ、公用車ですとか公共バスの水素車導入などを行政が率先垂範することが重要だと考えております。愛知県より促進に向けた取組が示されていますが、本町の考え方を伺います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 近年、大型の台風や洪水といった異常気象の増加など気候変動が生じて、世界中で大きな被害が発生しており、地球規模で気候変動対策を強めていくことが求められています。このような状況の中で温室効果ガス排出削減の取組の一つといたしまして、令和4年度に環境課におきまして策定予定の第2期幸田町環境基本計画に沿いまして、公用車の更新基準や財政状況を勘案しながら、公用車等を次世代自動車に順次切り替えていく更新計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 第2期環境基本計画の策定において、公用車の更新計画も再整備されるということであり、町として積極的に取り組まれることが、理解をしたところであり、取組を推進するためには多くの仲間が必要だと考えております。民間との連携や支援も欠かせないということになるのではないのでしょうか。

水素ステーション整備促進に向けた取組として、県から示されておるのは、国・県・市町村の役割としては、規制の見直しの着実な推進、水素供給設備整備事業費補助による整備支援、税負担の軽減策の検討・実施、これは、例えば固定資産税の減免ですとか、固定資産税相当額の奨励金等になります。それから普及啓発ですとか、理解増進活動、これも地域の住民向けの啓蒙普及ですとか、モデル水素ステーションの活用、それから市町村向けの実務セミナー等が挙げられております。

あわせて、ステーションではなく、車のほうであります、燃料電池車の普及、こちらのほうの促進についても、取組として言われておるのが、役割としては、官・公用車としての率先導入ですとか、今はもう幸田でやっておりますが、エコカー補助金等による購入助成、それから税負担の軽減策等の検討・実施、これはエコカー減税ですとか、自動車税の減免等になります。普及啓発活動につきましては、講演会ですとか、地域イベントでの展示ですとかPR、それから試乗会、FCV専門講座の開催等々が挙げられております。

こういったものが今示されておる中で、民間企業との連携をまず確認をさせていただきたいと思っております。こういった取組を行うとされておりますが、民間企業の導入助成制度新設などの取組を伺いたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 県の策定いたしましたプランでは、水素ステーション設置は、民間企業が担うこととなっており、県内の現状は、石油元売会社のENEOSや、ガス専門商社である岩谷などの大企業が設置しているところであります。県内の市町村で助成制度を創設しているところは、私どもは承知しておりませんが、現在のところ、民間企業への水素ステーション導入補助制度創設については、今の段階では、具体的な検討はしていないという状況でございます。今後の国や県、他市町の動向等を注視して

まいりたいと思っております。

水素ステーションの整備には、先ほども申しましたとおり、平均で3.3億円と非常に高額な設備費がかかり、その後の運営費も毎年平均で3,000万円以上かかります。高コストとなる要因の一つである、関連規制の見直しが必要であると、先ほど議員もおっしゃっていましたが、国や県のほうも考えているようでございます。補助金の拡充や課税免除を中心とした支援で後押しなどすれば、設置する民間企業も増えてくると考えられますので、その辺の情報も収集してまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） まず、インフラ整備と燃料電池車購入補助などのユーザーの支援は、車の両輪という考えでおります。どちらが進んでもうまくいかないし、どちらが遅れてもいけないということかと思っております。県や国の動向を注視いただくということであります。最適なタイミングで施策が推進されることを、期待をしております。ここで、皆さんと少し共有をさせていただきたいと思えます。

去る11月18日に、株式会社ENEOSフロンティア岡崎羽根水素ステーションを他市町の議員10名とともに視察をしてきました。我々なかなか、その水素についての知識がありませんので、この場をお借りして、少し共有をさせていただきたいと思えます。

担当の保安技術管理者の方から施設の案内をいただきました。この岡崎羽根水素ステーションは、岡崎インターから2.5キロほど、小豆坂にあります。現時点で幸田町から一番近い水素ステーションになります。営業時間は、月曜日～土曜日の13時～16時30分まで、日曜・祝日が定休日ということであり、1日の今、利用平均台数ですが、こちらが四、五台ということであります。現在、高速道路には水素ステーションがありませんので、この高速を降りて、そこに充填に来るといった車も、実は想定をして営業されているそうでもあります。

実際に、この水素ステーションですが、先ほどコストの件も出ておりました。イニシャルコストが3億円を超える高額な施設であります。このことから事業者の間でも、一般の事業者は手を出しにくい施設とされているそうです。ランニングコストも高額であります。

例えば、水素充填ノズル、これガソリンスタンドで言うところの、スタンドで入れるノズルになりますが、この充填ノズルは車両と赤外線通信をし、98%まで充填をされると自動で停止する仕組みがついているそうでもあります。このノズルは、世界的に標準化をされております。世界共通の規格でありますので、車両メーカー問わずに、どの車にも充填が可能となっております。ただ、このノズルがそういった面から、一式の単価が数百万円と非常に高額であります。法規制の観点から、100回で交換をしなければならず、作業中の落下でも、すぐに破損してしまうようなデリケートなものだそうで、もともとメーカーが在庫を持たない部品であり、修理・復旧には時間を要するものだそうでもあります。

運営上の課題としては、様々な規制があるということをやはりおっしゃっていただきました。充填作業には免許が必要であります。高圧ガス製造保安責任者の丙があれば充填は

可能であると聞いております。ただ、資格を取るには6か月の経験が必要ということで、ガソリンスタンドで扱う、いわゆる危険物の免許では取り扱えないということであり、こういった様々な規制がありながら、なかなか難しい部分があるということでもあります。この辺りが規制緩和の必要性ということだそうでもあります。

それから、あと水素ですが、このつくり方ですとか仕組みを、少し説明をさせていただきます。

岡崎羽根水素ステーションでは、タンクローリーから運ばれるLPG、こちらのガスを水素に精製をしております。水素精製する設備を備えている設備をオンサイトと呼んでおります。精製された水素は82メガパスカルで圧縮され、貯蔵タンクに保管をされます。この82メガパスカルというのは、ちょうど小指が1センチ四方だと思いますが、小指の上に820キロの重りを載せている状態の力がかかっている、かなり高压な状態であります。ゼロカーボンエネルギーの観点では、本来、水から水素を抽出することが理想とされておりますが、水素を取り出すために電気が必要となることから、技術的な課題がまだあるということでもあります。

現在稼働している水素ステーションの約半数はこのオンサイト、水素を抽出する機能を持ったところであり、このオンサイトの主なメリットとしては、当然、自分のところでつくりますので輸送の手間がない。それから常時製造ができる。それから、水素の純度を管理できるということだそうです。

一方、一般的なガソリンスタンドと同様に、運搬されてきた水素を貯蔵し、それを車両へ充填する施設をオフサイトと呼んでおります。そのほか、先ほど答弁にもありましたが、豊橋市のように、移動ステーションが決められた場所へ、決められた時間にやってきて、充填を行う方式もあるということでもあります。豊橋の場合は、浜松市と連携をしております、交互に行き来をしており、月水金の週3回、稼働しているということでもあります。

少し長くなりましたが、こういった水素の今の状況があります。こういったことも、知らないことも含めまして、町民に対する普及啓発活動などをお聞きしたいと思います。次世代自動車への理解促進活動などの具体的な取組と時期を伺います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 次世代自動車につきましては、国は、運輸部門からの二酸化炭素削減のため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等をいわゆる次世代自動車と定めております。2020年10月に、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言いたしました。その実現のための一つとして次世代自動車の普及がありますが、まだまだその理解不足のため、普及が進んでいないのが現状であります。

本町におきましては、次世代自動車の普及のために、その購入費補助制度を平成27年から開始しております。開始以降、毎年ホームページや広報紙等で、補助制度の紹介をしているところであります。来年度には、低価格の軽電気自動車の発売が予定されているとの報道もあり、また、カーボンニュートラルの機運も少しずつ高まってきていることから、今後ますます次世代自動車の普及は進んでいくと想定されます。

次世代自動車の理解を深める具体的な取組としましては、当該補助制度の概要の周知に合わせて、次世代自動車は、従来のエンジン搭載車よりも環境性能に優れていることなどを早急に、分かりやすく丁寧に周知をしまいたいと思います。また、今後は、公用車に次世代自動車を優先導入すると、その所管のほうにも訴えていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ただいま周知の話が出ました。少し燃料電池のお話もさせていただきたいと思います。これ燃料電池、FCと呼ばれております。フューエル・セルという略語でありまして、FCと呼ばれているんですが、需要の見込みを見ますと、こちらがなかなかこの後、増えていくそうです。調査会社の富士経済の試算では、燃料電池の世界市場は、商用車向けの需要拡大などにより、2030年度に2019年度の15倍の4兆9,581億円に達するとされております。

この燃料電池というのは、もともと水の電気分解から発想がありまして、この逆の原理で、水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を取り出すということでもあります。結果、排出されるのは水だけになりますので、究極のクリーンエネルギーと言われているのは、こういったところからであります。現状ですね、乗用車のほか、今だとエネファーム、こちらの名称で知られている家庭用発電システムなども、既に実用化をされておるといようなものになります。

実際に、これ取り出された水素というのは安全なのかというところが、実は、いろんな方から言われます。私も小学校のときは、爆発するものだというふうな知識を持っておりました。この水素ですが、漏れた水素は、実際にどうなるかというところ、上空へ上がり消えてしまうそうでもあります。貯蔵しております、先ほど言った82メガパスカルの圧縮水素タンク、こちらを過去にライフル銃で打ち抜く実験をしたことがあるそうです。これ打ち抜くとですね、タンクに穴が開くんですが、何も起こらずに終わることだそうでもあります。こちら火点が、いわゆるガソリンスタンドと同様の運営ができれば、火元がなければ、作業環境では安全であるというものだそうで、水素に対するそういった安全性の認識も、間違った認識を持たれないようにする必要があるのであります。

講師をいただいた、この管理者の経験から言われましたのは、ユーザーの理解促進は、実際に燃料電池車に乗っていただく機会を繰り返し提供することが、一番効果が高いとのアドバイスをいただきました。町民が、この環境の変化に対応できる正確な情報周知ですとか、実際に体で感じる機会の提供や取組は、今後必要になってくると考えております。先ほど答弁してみえました、適宜ぜひ分かりやすい周知を期待をしたいところであります。

次に、2つ目のテーマに入りたいと思います。誰もが自由に安心して移動できるモビリティ社会の実現についてであります。令和4年度当初予算編成方針の項目に、快適な暮らしを支える基盤整備「新たな公共交通体系の確立」において、公共交通の確保が推進される一方、公共交通では補完し切れない移動に関連する地域課題もあります。そういったところから取組を伺いたいと思います。

まず、幸田町の責務及び民間企業と連携した再生可能エネルギーの普及に向けた取組、特にゼロカーボン化された電気エネルギーへの取組の状況など、電動車にはライフサイクルアセスメントの考えで、ゼロカーボン化された電気を走行エネルギーにできる環境整備が必要と考えております。民間企業による、池に太陽光パネルを浮かべた再生エネルギーに実験などが始まっております。これ午前中、都築議員からも質問があった内容にあります。公用車ですとか公共バスの、今度は電動化ですね。電動化の促進及び急速充電装置の設置促進など、内容を伺います。公用車ですとか公共バスの電動化促進についてお答えをお願いします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 県の「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」におきましても、公用車等への率先導入や、導入車両啓発活動や通常業務において、積極的に利活用する等、計画をされております。また、先ほど申し上げました、第2期幸田町環境基本計画にも沿いまして、ゼロカーボンの観点からも、公用車や公共バスの電動化については、しっかりと研究をしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 2つ目の急速充電装置の設置促進という問いに対しましては、私のほうからお答えさせていただきます。

近年、電動車の普及が徐々に進んでおり、それに伴い電動車専用の急速充電設備の設置が進められております。そして、現在、町内には自動車修理会社内に1基、道の駅に2基、計3基が設置されております。議員おっしゃるとおり、充電装置の環境整備が進み、電池切れに対する不安が解消されれば、電動車の普及も進むものと思われま。しかしながら、急速充電装置の設置費用は約200万円～250万円かかり、装置を設置すれば当然、電気料金もかかります。さらに、装置の保守点検にも費用がかかるため、導入までの金銭的ハードルが高いという状況にあります。

本町においては現在、事業者の設置に対する補助はありませんが、経済産業省には、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金として、導入補助制度の中に充電設備に対するものもございます。そういった情報を周知していくとともに、国・県や他市町の動向の情報を収集し、町民へも積極的に伝えてまいりたいと思います。また、通常、電気自動車は、家庭で夜間に充電するということになるわけですが、車で外出時、万一、途中で電気がなくなったときに、コンビニだとかスーパー等に充電設備があり充電できれば、安心感や利便性も増し、普及のほうも進んでいくものと考えられます。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） まず、選択肢については減らさずに全方位で構えることが、望む結果につながると考えております。ゼロカーボン化された電気エネルギーで環境に配慮し、庁舎内充電、インフラ整備も含めた効率のよい体制が構築できるよう、今後ゼロカーボンシティーを表明する町として、率先垂範されることを、まず期待をしたいと思っております。

それから、電動車ユーザーから過去に相談がありました。インフラの整備は、世の中の機運が高まり、タイミングよく事を進めなければ改善されないものと、そのとき痛感をしております。モビリティ社会を考える上では長距離移動も、不安のない環境整備が

望まれております。広域での本町の役割を果たす観点から、県と連携したインフラ整備となるよう、意義が分かりやすい取組を期待をしたいところであります。

次に、町民に対する電動車の認知度向上、関連機器導入の取組を伺います。消費者は、電動車購入を選択肢に入れない実態があります。主な理由としては、電動車の運行環境に不安や、煩わしさを認識されていると言われております。払拭には、急速充電設備をはじめとするインフラ整備促進が必要であり、行政からアクションを起こす必要があるものと考えております。電動車の認知度向上、関連機器導入の取組を伺います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） E V車購入には、購入価格の問題や走行距離の問題、また、議員おっしゃる充電インフラの問題も、普及が進まない要因であります。今後は、それら諸問題が改善され、電気自動車への認知度も深まれば、普及も進むと思われまます。

本町は、次世代自動車の導入促進、普及啓発を図ることで、温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化対策を推進するために、平成27年度から次世代自動車購入費に対する補助制度を開始しておるわけですが、現在も継続、当然しております。本町の補助制度を周知する際に、電動車そのものの認知度向上のため、その仕組みなどを簡単に説明する等の周知をして、電動車に対する理解度の向上も図ってまいります。

また、関連機器導入の取組としましては、家から電動車への充電のほか、電動車から家に給電できる装置であるV2Hに対する補助を現在検討しております。実施の際には広く、その周知にも努めてまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 積極的な取組は感謝するところでありますし、ぜひ分かりやすい周知から始めていただきたいと思います。

次に、小型電動車の概要及び先進事例などを伺います。2020年9月、国土交通省の規則改正によって創設された軽自動車の新区分「超小型モビリティ（型式指定車）」これは、従来の軽自動車よりも小さく、1人または2人乗りであります。一般公道を走行可能で、非常に手軽な移動の足となるものということです。この新区分は、安全確保を最優先に考えたルールで運用されます。高速道路または自動車専用道路を走ることができず、最高速度は60キロまでと規定をされており、高齢者などの交通弱者の移動に適しており、環境にも優しい造りだそうです。これまでの国内での普及が低調の超小型モビリティですが、ヨーロッパなど一部では、1970年代から普及が進んでおりました。14歳から免許不要での運転が可能など、移動の自由が提供されているそうであります。今回、豊田市のほうでは先進的な取組が進んでおります。高齢の農業従事者をはじめ、本町の実情に合致するようなものもあると、内容を見て思いました。本町の取組を伺いたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 豊田市では、地域住民主体の組織「里モビLIFEプロジェクト推進協議会」が2019年4月から、地域住民自らが超小型モビリティ「コムス」を中山間地に適した仕様に改造され、日常の移動用として活用することで、超小型モビリティの有用性や移動支援の可能性について検証するプロジェクトを実施されておられ

ます。この取組は、容易に移動することができる超小型モビリティを活用し、高齢者の外出を促進することで、生活の質の向上や健康寿命を延伸し、持続可能な地域づくりを目指すためにスタートしたということでございます。名古屋大学の協力も得ながら進められておられます。

幸田町におきましても、町の地域の特性を踏まえた中で、小型モビリティなどの活用について、全国の先進事例ですとか、名古屋大学からの情報を得るなどして、幸田町に合った形がどのようなものであるかということを考えながら、こういったものも研究してまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 山林や田畑など個人資産の管理には、近距離であっても道具を運搬する車両が必要であります。後継者がいない場合には、免許返納できない実態もあります。移動の自由を確保するという観点から公共交通と組み合わせて、今後も研究が必要ではないかというふうに考えております。誰一人取り残さない移動の自由を確保すること、こちらを期待をするものであります。

次に、運転免許取得可能年齢以下の町民、いわゆる子どもになりますが、こちらに対する移動の確保の考えや実態などを伺いたいと思います。全国には区画整理事業地域における景観への配慮として、開発方針に商業施設や飲料水の自販機を設置しない地域が存在をしておるそうであります。帰宅した小学生が買物すらできない、また、来訪者が飲物すら購入できない環境で、結果として住みにくく、人口増加の足かせになってしまいう事例があるということをしてJ I A Mの研修において、事例を確認させていただきました。

人口増加に適した環境づくりを改めて本町に置き換えますと、昔から当たり前と思いつ込んでいた商業施設が徒歩圏内にない環境は、改善の余地があるということに気づいたところであります。誰一人取り残さないためにも、今後の施策や考え方を伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 昨年度から特に商業施設ですとか病院等ない、少ない地域にお住まいの方に現在は、その一部のエリア、豊坂小学校の学区になりますけれども、チョイソコこうたを御利用いただくということで、買物等お出かけをしていただくという実験を行っております。

このチョイソコこうたにつきましてですけれども、高齢者の外出促進を図ることで健康増進につなげるといったことが、目的の一つとして掲げておりますけれども、移動の自由の確保という観点から今後、利用対象年齢を見直すということで、議員がおっしゃられる、帰宅した小学生の方々が買物に御自身で行っていただけるですとか、お客様の飲物を購入していただけるという、こういったことも可能になるのではないかと思います。また、実験をしていく中で、一定の期間、年齢を下げたお使いいただくといったことも検討していく必要があるかというふうには思っております。現在の運行状況、それから対象年齢を拡大するというので、車両が増になった場合に、また、そういった経費等も考慮いたしまして、検討してまいりたいと思っております。

また、こういった子どもさんが御利用していただけるというふうには、年齢を拡大する

場合には利用方法等、また、関係の皆様、教育委員会の関係の機関の方々と十分に話をいたしまして、一定の条件ですとかルールを設けて御利用いただくという、そういった必要があるかというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 様々なところで、先ほどの答弁いただいたとおりであります。考えて、どこに基準を置くかですとか、その考え方を明確にする必要は当然あるかと思いません。こういった、いわゆる出先に出不られるという環境は、今回、公共交通の関係は公共交通会議でもまれるわけですが、先ほどのモビリティも含めて、全体を網羅した形で、どのような形が本当に幸田として望ましいのかということは、ぜひ研究をして進めたいと考えております。

最後になります。徒歩移動は、なくなることはないということを感じております。加えて、コロナ禍によるウォーキングですとかサイクリングをはじめとした体力維持の運動として、公道を利用する住民は増加傾向にあります。先日も、幸田町ではなく、隣の西尾市のほうから相談がありまして、幸田町地内の展望台に行きたいんだけど、道路、山の中の道が荒れているから、何とか整備を幸田でやってくれないか、どういう相談したらいいんだということを伺いました。その方は西尾市に住まれている方で、つくしが丘の辺りなんですが大変、その道路を利用して運動する方が増えておるということをおっしゃってございました。これ幸田町内に限らず全国的に、至るところで、そういった運動をする方がいるということが、やっぱり実際に起こっているということであります。こういった歩道整備を行うことが、そうやって考えると必要なわけですが、実際に歩道自体の補修ですとか、複数の安全に関する相談も出てございました。

現在、ドライバーと歩行者双方が交通事故当事者にならないための交通安全対策については、行政が積極的に推進する必要性が高まっていると考えます。歩車分離をはじめとするハード対策には、実際のところ時間を要することを踏まえ、すぐに対応可能なソフト対策として、交通弱者を目立たせるためのツール導入を、提案をいたしますが、考えを伺いたいと思います。具体的には、今、反射板などを配布されておると思いますが、自発的にそれが光るようなものも出てきております。そういったところで、遠くでライトが当たらなくても、実際に存在が分かるようなものをイメージしておりますが、こういったところの取組を伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まずはソフト対策でという御提言でございます。交通弱者を目立たせるためのツールとして、反射材のついた、たすきや、靴のかかるとに貼るタイプの反射シール等の啓発物品を役場、防災安全課窓口や、四季の交通安全キャンペーン等で配布しております。今後も引き続き各種イベントやキャンペーン、高齢者講話や児童を対象とした交通安全教室等で、交通事故から身を守る反射材の活用促進等について、啓発をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、併せて新たな御提言をいただきました。歩行者、自転車利用者の交通事故防止を図るため、身を守る交通安全物品として多種多様な物品がございます。議員御提言をいただいたような反射によるものではなく、その物自体が発光する、交通弱者の安全確

保に資する物品等につきまして、今後研究させていただき、予算の確保の問題もごさいますが、交通安全推進活動の様々な機会において、活用を図るべく努めてまいりたいと考えるところでございます。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 交通安全対策の要望では、歩行者などがヘッドライドの届かない位置からでも、ドライバーに認識できる対策が期待をされております。歩車分離ができない環境で事故を防止するには、互いに存在を認識したところで避ける行動が必要だと考えます。反射材も年々進化しております。LEDライトが点灯する反射板を活用されている方も実際に町内で見かけます。実際に会った方では、遠くからでも光っていることが目に飛び込んでくるようなもので、すぐに認識ができました。さらなる安全性を図る道具の導入を期待をします。

以上で、私からの質問を終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 1番、田境毅君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、12月7日火曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問された方は、議会だよりの原稿を12月9日木曜日までに、事務局へ提出をお願いします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 4時18分